

塩竈市地域福祉計画

令和6年度～令和9年度



令和6年3月
塩竈市

は じ め に

近年の少子高齢化や晩婚化・未婚化による単身世帯の増加、社会的な孤立などのさまざまな影響により、私たちを取り巻く生活環境は目まぐるしく変化しています。それに伴い、市民が暮らしていく上での生活課題やニーズが複雑化・複合化し、地域福祉の基盤が弱まってきています。

このような中、本市においては、市民全員がその個性や能力を存分に発揮し、互いに協力し合い、認め合い、助け合う地域づくりを目指して、本市第6次長期総合計画を上位計画として、各福祉分野の個別計画を横断し連携して取り組むために、本計画を策定いたしました。



本計画では、「地域で支え合い、みんなで認め合う、安心・安全なまちづくり」を基本理念として掲げ、市民一人ひとりが地域の課題を自らのものと捉えて、市民や自治組織、社会福祉協議会や関係機関・団体の垣根を越えて協力し合うことで、「地域共生社会」の実現を目指していきます。

さらに、本計画には「成年後見制度利用促進基本計画」、「再犯防止推進計画」、「生活困窮者自立支援計画」を包含し、本市における包括的な支援の体制整備を目指し、制度の狭間にある生活課題の解決を目指します。

最後にはなりますが、本計画策定にあたり、貴重なご意見やご提案を頂きました市民や関係機関・団体の皆さま、ご審議を頂きました塩竈市地域福祉計画推進協議会委員の皆さまに、心より御礼を申し上げます。

さらに、今後この計画を実行することで、引き続きさまざまなご意見をいただき、一丸となって「地域共生社会」の実現を目指していくため、今後とも皆さまのご支援とご協力を心からお願い申し上げます。

令和6年3月

塩竈市長

佐藤光樹

目 次

第 1 章 計画策定の趣旨	1
1 計画策定の背景と趣旨	1
2 地域福祉とは	2
3 計画の位置づけと役割	3
（1）法的根拠	3
（2）他計画との一体的な策定について	3
（3）成年後見制度利用促進基本計画について	4
（4）再犯防止推進計画について	5
（5）生活困窮者自立支援計画について	5
（6）計画の性格	6
4 地域福祉に求められる新たな視点「SDGs」との関係	7
5 地域福祉を進める重要な視点	8
（1）圏域の設定	8
（2）協働による計画の推進	9
6 計画の期間	10
7 計画策定の経緯	10
（1）市民アンケート等に基づく地域福祉に係る現状・課題の整理	11
（2）塩竈市地域福祉計画策定本部会議の開催	11
（3）塩竈市地域福祉計画推進協議会の開催	11
（4）パブリックコメントの実施	11
第 2 章 塩竈市の地域福祉の現状	12
1 統計からみた現状	12
（1）人口及び世帯等の状況	12
（2）子どもの状況	18
（3）要支援・要介護認定者等の状況	19
（4）障がいのある人の状況	20
（5）生活保護世帯の状況	21
（6）生活困窮者の相談件数の状況	21
（7）外国人の状況	22
（8）交通事故及び犯罪の発生状況	22
（9）虐待相談の状況	23
（10）自治会の状況	24
2 塩竈市の地域福祉を取り巻く現状と課題	25
（1）調査の概要	25
（2）塩竈市の地域福祉を取り巻く現状と課題	26

第3章 計画のめざす方向	28
1 基本理念	28
2 計画の基本目標	29
(1) 地域活動を支える担い手づくり	29
(2) 支援が必要な人を支える地域づくり	29
(3) 安心・安全に暮らせる仕組みづくり	29
3 体系図	30
第4章 各主体が取り組む行動計画	31
1 地域活動を支える担い手づくり	31
(1) 地域福祉関係機関のネットワーク構築	31
(2) 地域における住民主体の福祉活動（ボランティア活動等）の活性化	34
(3) 地域福祉活動に関する情報の周知と理解の促進	37
2 支援が必要な人を支える地域づくり	39
(1) 地域における見守り体制の強化	39
(2) さまざまな福祉課題に応じた福祉サービスの充実	42
(3) 人権擁護と権利擁護の推進（成年後見制度利用促進基本計画）	46
(4) 多様な福祉課題に対応した支援体制の構築（再犯防止推進計画を含む）	49
3 安心・安全に暮らせる仕組みづくり	53
(1) 医療と福祉が連携する包括的かつ重層的な支援体制の整備	53
(2) 生活困窮者などへの支援体制の強化（生活困窮者自立支援計画を含む）	56
(3) 地域の防災対策の推進と災害時の避難支援体制と生活支援体制の充実	59
(4) 誰もが役割を持ち地域を共に創っていく地域共生社会に向けた福祉環境の整備	62
第5章 計画の推進体制	65
1 庁内の推進体制	65
2 市民・関係団体等と連携した推進	65
3 進捗管理	66
資料編	67
1 社会福祉法（抜粋）	67
2 塩竈市地域福祉計画推進協議会条例	68
3 塩竈市地域福祉計画策定本部会議設置要綱	70
4 塩竈市地域福祉計画作業部会設置要綱	72
5 塩竈市地域福祉計画推進協議会委員名簿	74
6 策定経過	75
7 用語解説	77

第1章

計画策定の趣旨

1 計画策定の背景と趣旨

近年、少子高齢化・人口減少社会の進行や世帯の小規模化とともに、非正規雇用等の増加による生活困窮、子育てへの不安や児童虐待、不登校、社会からの孤立に加え、制度の狭間にあって既存の行政サービスでは対応しきれない問題やダブルケア、ヤングケアラー、8050問題等の地域における様々な生活課題が多く発生しています。

また、令和元年度末から世界的に流行した新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策に伴う3密（密集・密接・密閉）の回避などの「新しい生活様式」は、人との関わり方などに大きな影響を与えており、様々な活動と感染防止対策をいかにして両立させていくかという新たな課題が生じました。

国においては、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて住民や多様な主体が「我が事」として参画し、人與人、人と資源（支援関係機関等）が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現を目指すこととしています。

さらに、このような国の方向付けの中で、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律により、社会福祉法が改正され、地域福祉計画が「地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野における共通的な事項」を記載する、いわゆる福祉分野の「上位計画」として位置づけられました。

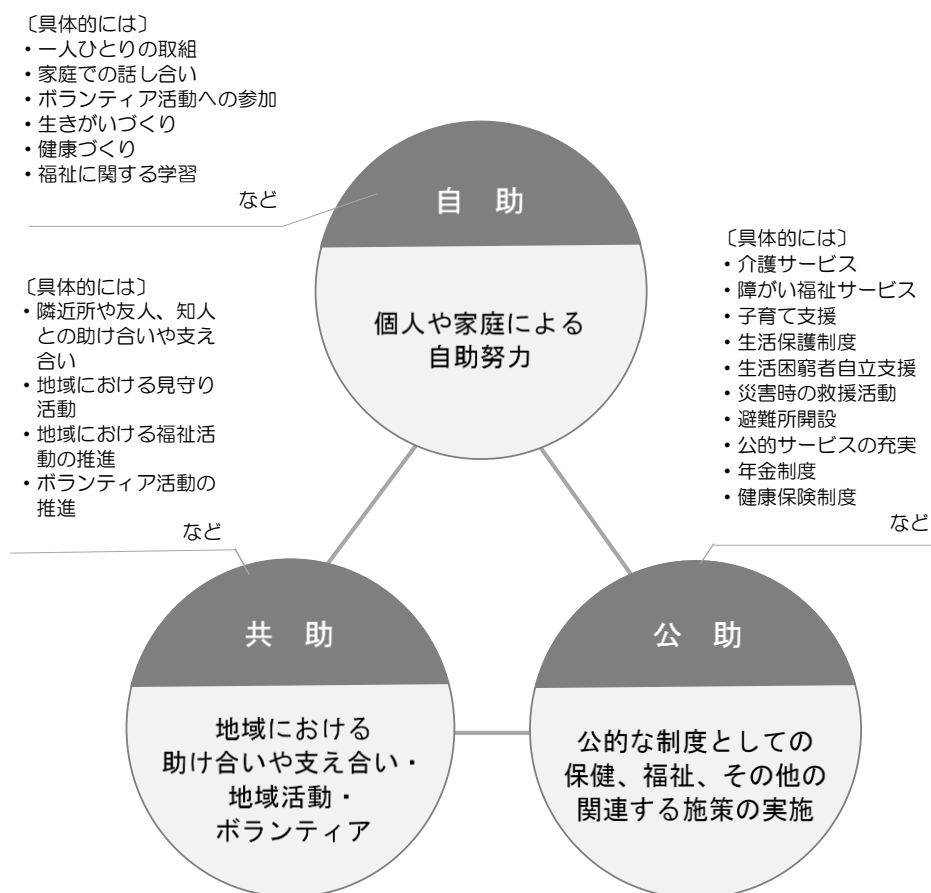
多様化・複合化する問題を解決するためには、「支え手側」と「受け手側」に分かれるのではなく、誰もが役割を持ち、協働して助け合い活躍できる地域づくりが必要です。そこで、地域の実情に応じた取組や、仕組みづくりなど、地域福祉の推進の方向性を示すための塩竈市地域福祉計画を策定することとなりました。

2 地域福祉とは

地域福祉とは、年齢や障がいの有無に関わらず、すべての人が個人としての尊厳をもって、住み慣れた家庭や地域の中で、その人らしく自立し、安心した生活が送れるよう、地域住民、行政、福祉事業関係者など地域を構成するすべての人々が主役となって、地域の生活課題を解決していく取組をいいます。

この地域福祉の推進においては、地域内の生活課題や現状を明らかにし、地域社会を構成する住民、行政、市民活動団体、関係機関、福祉事業関係者等が連携・協働し、生活課題を解決するための仕組みや取組を計画的に推進することが重要です。

社会状況の変化とともに、市民が抱える問題も複雑になり、「自助」では解決が難しい地域課題に対しては、地域の力を活用した「共助」による支え合いが重要となります。それでも解決が難しい場合、「公助」の支援により福祉サービスを提供するとともに、「自助」「共助」の力を強化することが求められます。このための計画が「地域福祉計画」です。



3 計画の位置づけと役割

(1) 法的根拠

本計画は、社会福祉法第107条に規定する「市町村地域福祉計画」です。

また、改正社会福祉法（平成30年4月）では、以下の項目が、市町村地域福祉計画に盛り込むべき事項として定められました。

- ① 地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉、その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- ② 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- ③ 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- ④ 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- ⑤ 包括的な支援体制の整備に関する事項

(2) 他計画との一体的な策定について

国では、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として、平成28年5月に成年後見制度の利用の促進に関する法律を施行し、これまでの取組に加え、ノーマライゼーション、自己決定権の尊重、身上保護の重視に向けた制度理念の尊重を図るとしています。また、県や市町村に対して、制度の利用を促進する体制として、地域連携ネットワークの整備及び中核機関の設置等に努めることが明示されました。

成年後見制度を円滑に利用できるよう支援することが行政の責務として明らかになり、「市町村基本計画」の策定が努力義務化されました。また、平成28年12月には「再犯の防止等の推進に関する法律」の公布により、行政には再犯防止対策を進める責務があることが明示され、「地方再犯防止推進計画」を策定することが努力義務化されました。本市では、成年後見制度利用促進基本計画及び再犯防止推進計画を包含した地域福祉計画として取り組むものです。

その他、平成27年4月に施行された生活困窮者自立支援法に基づく「生活困窮者自立支援計画」についても、本市では、多様で複合的な課題を抱え、制度の狭間に陥りがちな生活困窮者への包括的支援を拡充するために、本計画に包含して策定するものです。

(3) 成年後見制度利用促進基本計画について

国は、平成29年3月に策定した「成年後見制度利用促進基本計画」では、本市における成年後見制度の利用の促進に関する施策について、地域福祉計画を積極的に活用し、地域福祉の推進と一体的に展開することが望ましいと示したことから、塩竈市では、これを地域福祉計画に包含し、全体的な施策の中で一体的に取り組むこととします。

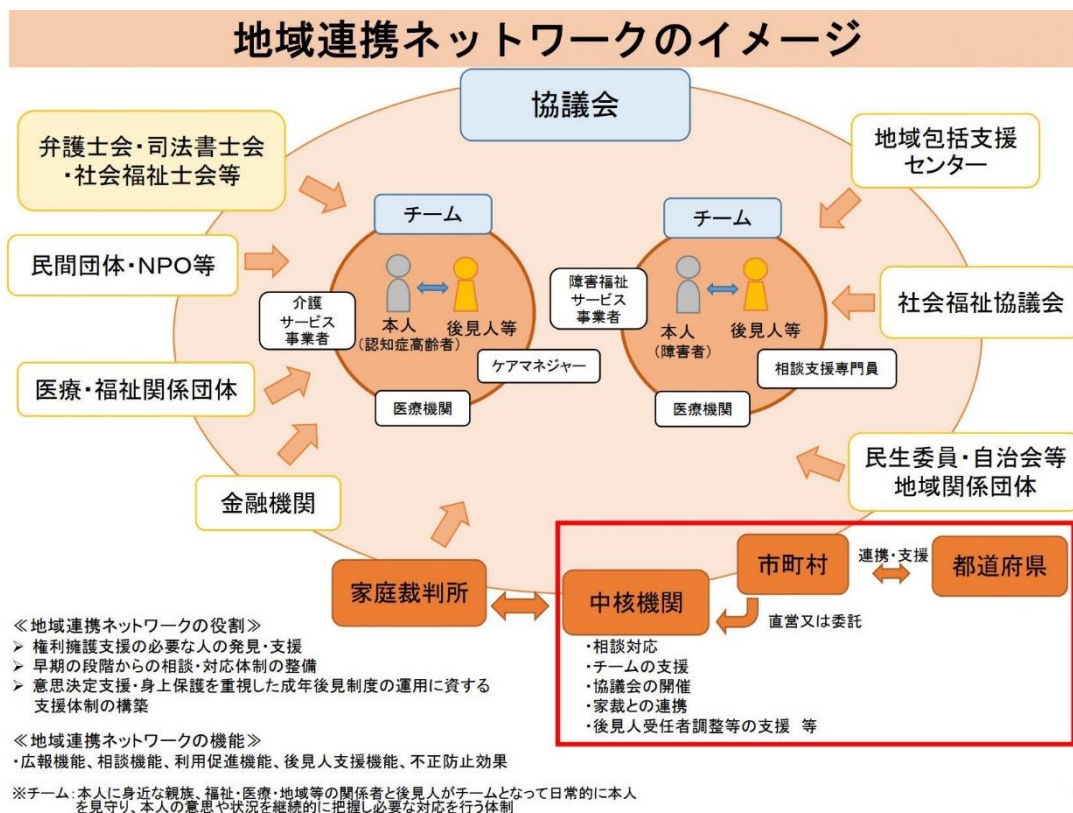
成年後見制度の利用の促進に関する法律 抜粋

(市町村の講ずる措置)

第14条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

【 取組内容 】

- ①権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築
- ②成年後見制度の担い手の確保
- ③成年後見制度利用支援事業の実施



資料：厚生労働省「成年後見制度利用促進基本計画のポイント」

（４）再犯防止推進計画について

国は、平成29年12月に策定した「再犯防止推進計画」で、地方公共団体が、国との適切な役割分担を踏まえ、地域の実情に応じた施策を策定し実施する責務を有するとされ、地方再犯防止推進計画を定めることが努力義務とされたことから、塩竈市では、これを地域福祉計画に包含し、全体的な施策の中で一体的に取り組むこととします。

再犯の防止等の推進に関する法律 抜粋

（地方再犯防止推進計画）

第8条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（次項において「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるようつとめなければならない。

【 取組内容 】

- ①地域住民の関心と理解の醸成
- ②関係機関、団体との連携の推進
- ③罪を犯した人への自立支援

（５）生活困窮者自立支援計画について

社会経済の構造的な変化等による生活保護受給者や生活困窮に至るリスクの高い層の増加を踏まえ、生活保護に至る前の生活困窮者への支援（いわゆる「第2のセーフティネット」）を抜本的に強化するために、平成27年4月に「生活困窮者自立支援法」が施行されました。この制度は地域福祉を拡充してまちづくりを進めていく上でも重要な施策のため、これを「生活困窮者自立支援計画」と位置付けて、市町村地域福祉計画の中に盛り込み、計画的に取り組むことが効果的であるとされたことから、塩竈市では、これを地域福祉計画に包含し、全体的な施策の中で一体的に取り組むこととします。

【 取組内容 】

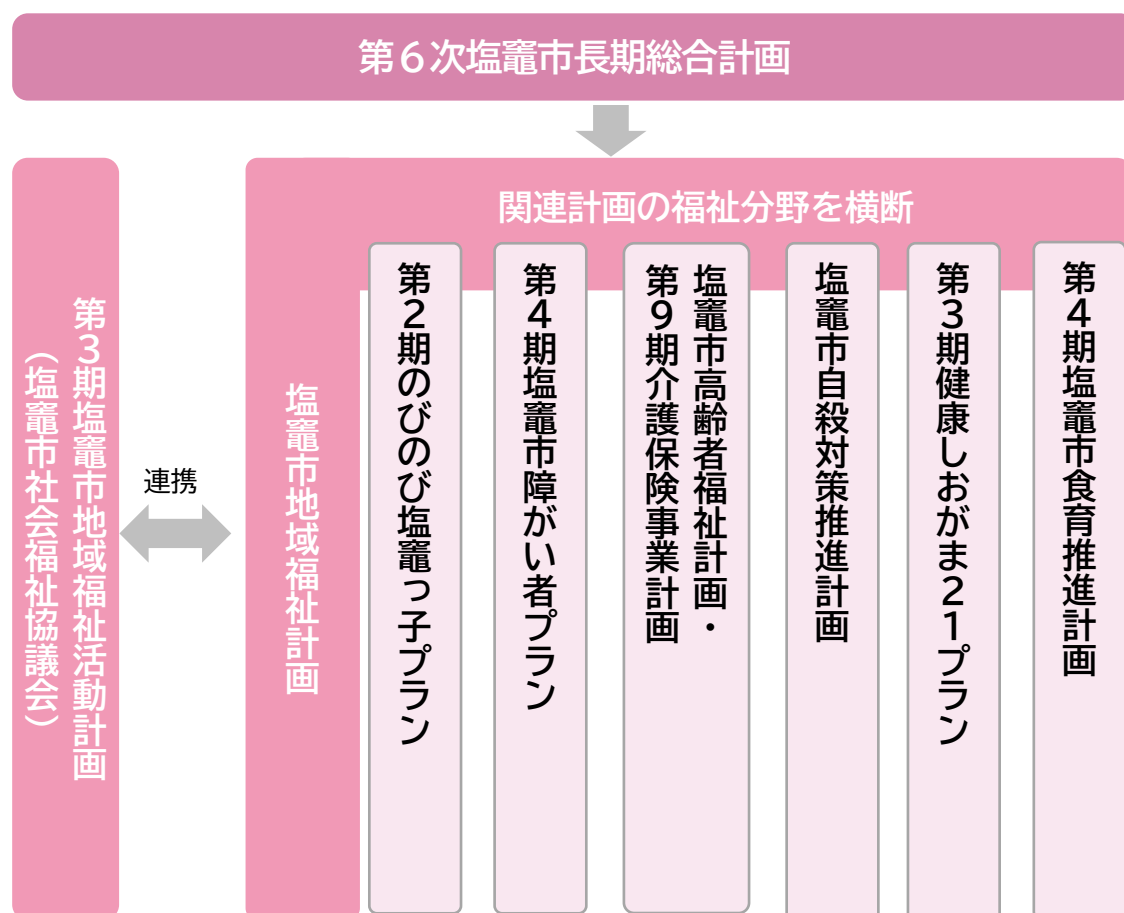
- ①生活困窮者自立支援方策の位置づけと地域福祉計画との連携
- ②生活困窮者の把握
- ③生活困窮者の自立支援

(6) 計画の性格

本計画は、本市における地域福祉推進の基本的指針となるものであり、「第6次塩竈市長期総合計画」を上位計画とした個別計画として策定します。

また、地域福祉の実現に向け、保健福祉分野の個別計画である「塩竈市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画」、「塩竈市障がい者プラン」、「のびのび塩竈っ子プラン」及び「地域防災計画」等との調和を図り、これらの計画における地域福祉に関する理念や取組の方向性を示すものとします。

なお、本計画の推進にあたっては、地域福祉の推進母体である塩竈市社会福祉協議会との連携を図り、地域住民、行政、市民活動団体、関係機関、福祉関係事業者等の連携・協働による地域福祉を推進することとします。



4 地域福祉に求められる新たな視点「SDGs」との関係

SDGsとは、「Sustainable Development Goals（持続的な開発目標）」の略称です。

これは2015（平成27）年9月の国連サミットで、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」として採択されたもので国際的に豊かで活力ある未来を創る「持続可能な開発目標」が示され、「誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会」の実現に向けて取組が進められています。我が国においてもSDGsの実現に向けて、官民ともに取り組んでいます。

なぜ自治体においてSDGsの理念に基づいて取組を進めるのかというと、少子高齢化が進み、さらなる人口減少の到来が想定される中で、現状のさまざまな地域課題はいっそう複雑化・複合化することが想定されており、国・地方問わず「持続可能な地域づくり」が喫緊の課題となっているからです。

本市の最上位計画である「第6次塩竈市長期総合計画」においても、目標達成に積極的に寄与していくことが掲げられていることから、福祉分野の上位計画である本計画においては、第4章で基本目標ごとに関連するSDGsのゴールを位置づけ、その実現を見据えて取組を進めていきます。



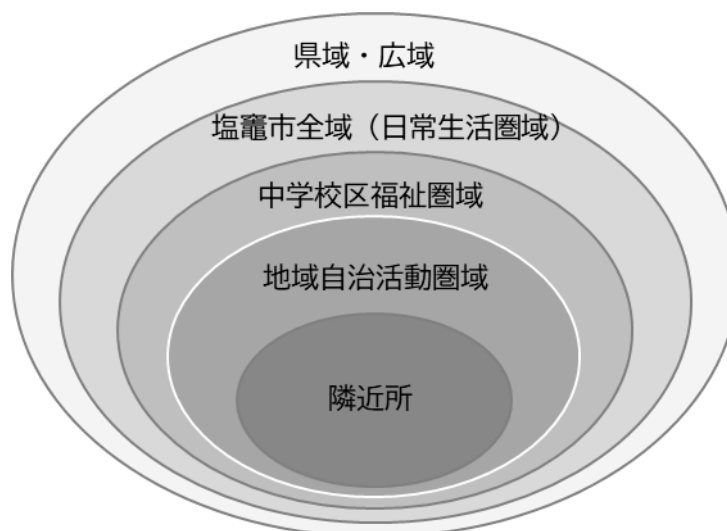
5 地域福祉を進める重要な視点

(1) 圏域の設定

「地域」には、日常的な近所付き合いの小さな範囲から、専門的な支援を行う際の市全体の広い範囲と、さまざまなレベルでの圏域が重層的に存在しています。

地域福祉を進めていくためには、これらの圏域を踏まえた上で、それぞれの圏域において適切な活動を行う必要があります。

圏 域	取組内容
県域・広域	広域的な調整を含め、県や他自治体との連携、総合的な支援や相談等を展開する範囲
塩竈市全域（日常生活圏域）	市全体を捉えて総合的に施策を展開し、介護サービスや地域密着型のサービスが受けられる範囲
中学校区福祉圏域	中学校区を圏域として、地域福祉活動に関する連携を行う範囲（包括：北部Ⅰ、北部Ⅱ、南部東部、西部、浦戸）
地域自治活動圏域	行事や地域交流、防災防犯の活動を行う範囲（166 自治会）
隣近所	あいさつや見守り、声かけなど日ごろの近所付き合いを行う最も身近な範囲



(2) 協働による計画の推進

地域福祉の主役は、地域で生活している市民全員です。住みなれた地域でみんなが安心して暮らしていくためには、地域社会を構成するすべての人々がともに支え合い、課題を解決していく地域共生社会の実現が不可欠となります。

また、それぞれの地域に応じた多様な福祉ニーズに対応するためには、地域の基盤である行政区や自治会、地域で活動する民生委員児童委員、ボランティア団体、NPO法人、福祉事業者等の取組も重要となります。

本計画の推進にあたっては、地域福祉を担うそれぞれの主体が、相互に連携を図り、役割を果たしながら計画を進めていくことが大切です。

主 体	期待される役割
市 民	「地域福祉の主役」 地域福祉の担い手の主役として自覚を持ち、日ごろから助け合いや支え合いの活動を行う。
地 域	「地域福祉活動の実践者」 地区・組・班等の行政区や、民生委員児童委員、ボランティア団体、NPO法人等において、地域全体での福祉活動を積極的に展開する。
福祉事業者	「専門的な福祉サービスの提供」 専門機能を生かしつつ、地域団体等と連携した福祉サービスを提供する。また、福祉従事者等の関係者は、専門職としての視点で地域に意識を向ける。
社会福祉協議会	「地域福祉のコーディネート」 地域団体の連携をコーディネートし、地域福祉活動を推進する。
行 政	「地域福祉の基盤づくり」 地域福祉活動が展開しやすい仕組みや基盤づくりを行う。
関係機関	「地域福祉の連携協力者」 警察・消防・学校・医療機関など

6 計画の期間

計画の期間は、令和6年度から令和9年度の4ヶ年とします。

なお、進捗状況や福祉をはじめとする様々な生活関連分野における社会情勢の変化に応じて、今後も必要な見直しを行っていくものとします。

	令和 2 年度 (2020)	令和 3 年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)	令和 6 年度 (2024)	令和 7 年度 (2025)	令和 8 年度 (2026)	令和 9 年度 (2027)
長期総合計画			第 6 次（～令和 1 3 年度）					
地域福祉計画					第 1 期計画			
高齢者福祉計画、 介護保険事業計画	第 7 期	第 8 期			第 9 期		第 10 期	
障がい者 福祉計画	第 3 期				第 4 期			
障がい福祉計画	第 5 期	第 6 期			第 7 期		第 8 期	
障がい児 福祉計画	第 1 期	第 2 期			第 3 期		第 4 期	
のびのび 塩竈っ子プラン	第 2 期					第 3 期		
健康しおがま 21 プラン	第 2 期				第 3 期			
塩竈市食育 推進計画	第 3 期				第 4 期			
宮城県地域福祉 支援計画	第 3 期	第 4 期					第 5 期	

7 計画策定の経緯

本計画の策定にあたっては、市民や自治会、福祉関係団体等地域で活動する団体への調査を踏まえ、地域福祉に係る現状と課題等を把握しました。

次に、庁内関係部署による「計画策定本部会議」にて本計画の原案をまとめ、「塩竈市地域福祉計画推進協議会」で原案の検討・審議を行い、パブリックコメントにより本計画の素案に対する市民の意見を聞くという手続きを経て、本計画を策定しました。

(1) 市民アンケート等に基づく地域福祉に係る現状・課題の整理

市民への「塩竈市地域福祉に関するアンケート調査」に加え、自治会、福祉関係団体、ボランティア団体、関係施設等へのヒアリング調査や、民生委員児童委員及びボランティアグループへのアンケート調査を行い、本市における地域福祉に係る現状や課題を整理しました。

(2) 塩竈市地域福祉計画策定本部会議の開催

本市の地域福祉を総合的に推進するため、地域福祉に関係する庁内関係部署で構成する「塩竈市地域福祉計画策定本部会議」を組織し、各部署が所管する分野別計画との調和を図りながら、本計画の原案を作成しました。

(3) 塩竈市地域福祉計画推進協議会の開催

本計画の策定及び策定後の運用のために、学識経験者を会長として、市内の福祉関係団体等で構成する「塩竈市地域福祉計画推進協議会」を設置し、本部会議で作成した原案等について、専門的かつ多様な観点から検討・審議を行いました。

(4) パブリックコメントの実施

本計画を策定するにあたり、市ホームページ等で本計画の素案を公表し、広く市民の意見を募りました。

第2章

塩竈市の地域福祉の現状

1 統計からみた現状

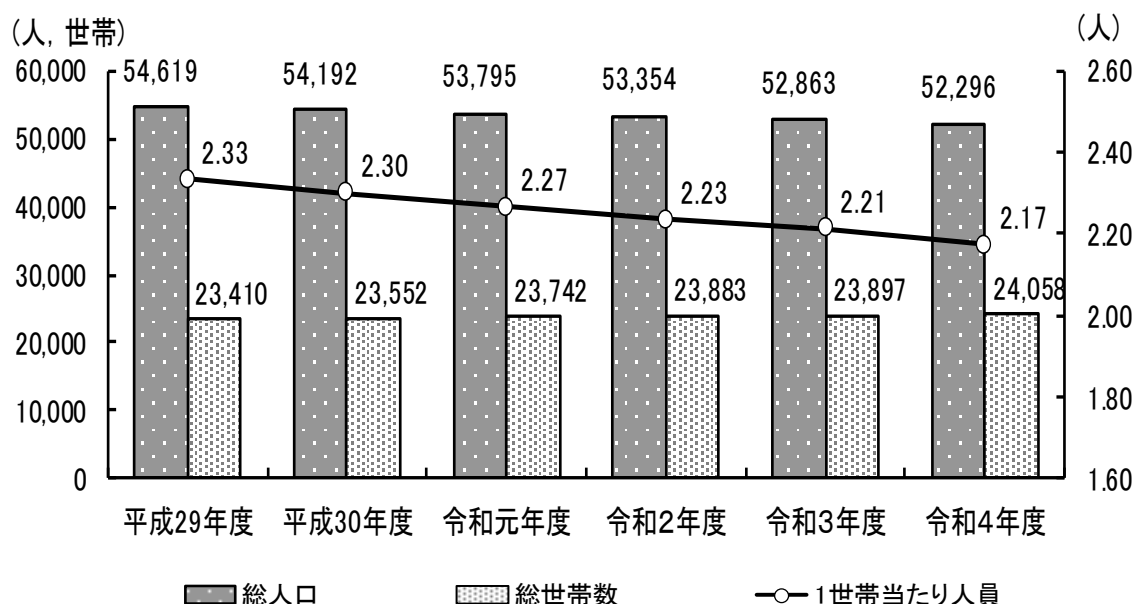
(1) 人口及び世帯等の状況

① 総人口と総世帯数の推移（住民基本台帳）

本市の総人口の推移をみると、近年緩やかな減少傾向となっており、平成29年度の総人口54,619人と比べて、令和4年度の総人口は52,296人と、2,323人減少しています。

総世帯数の推移をみると、年々増加しているのに対し、1世帯当たり人員は減少しており、令和4年度では2.17人となっています。

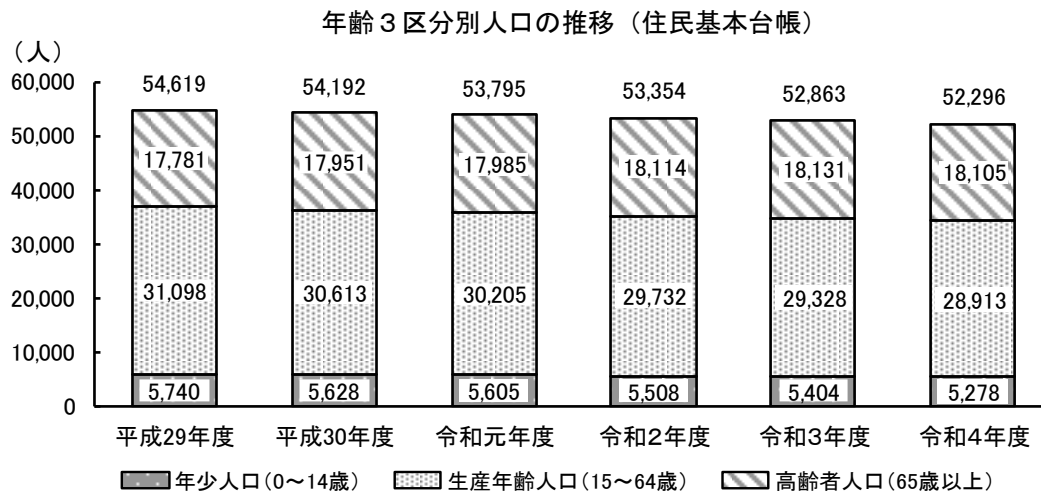
総人口と総世帯数の推移（住民基本台帳）



資料：住民基本台帳（各年度3月末現在）

② 年齢3区分別人口の推移（住民基本台帳）

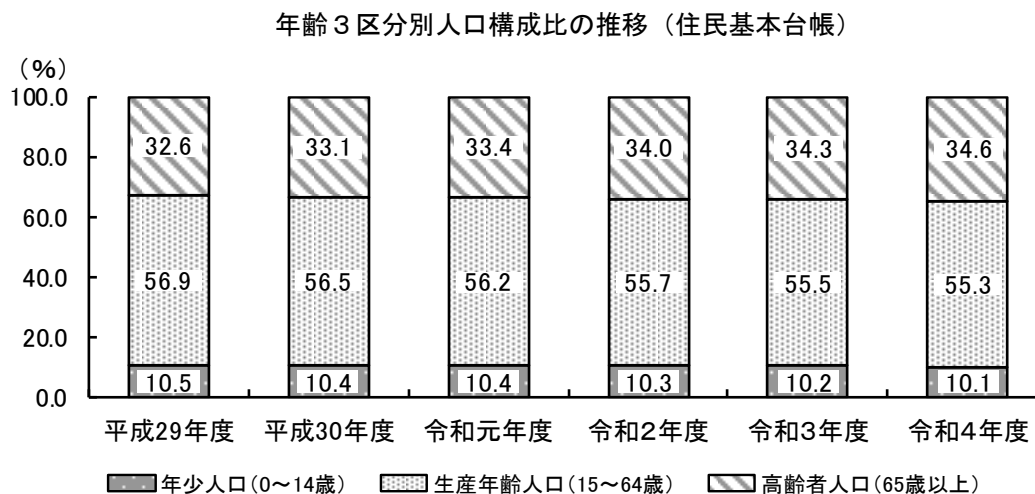
年齢3区分別人口の推移をみると、年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）で減少傾向となっており、平成29年度に比べ令和4年度で、年少人口が0.92倍、生産年齢人口で0.93倍となっています。一方で、高齢者人口（65歳以上）は増加傾向となっており、平成29年度に比べ令和3年度で、1.02倍となっています。



③ 年齢3区分別人口割合の推移

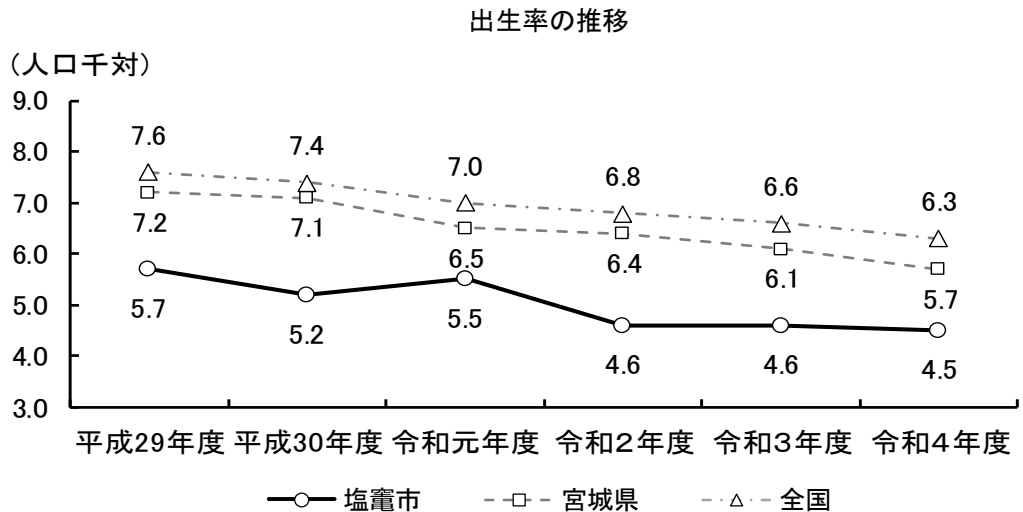
年齢3区分別人口の構成比の推移をみると、年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）で減少傾向となっており、平成29年度に比べ令和4年度で、年少人口で0.4ポイント、生産年齢人口で1.6ポイント減少しています。

一方で、高齢者人口（65歳以上）は増加傾向となっており、平成29年度に比べ令和4年度で、2.0ポイント増加しています。



④ 出生率の推移

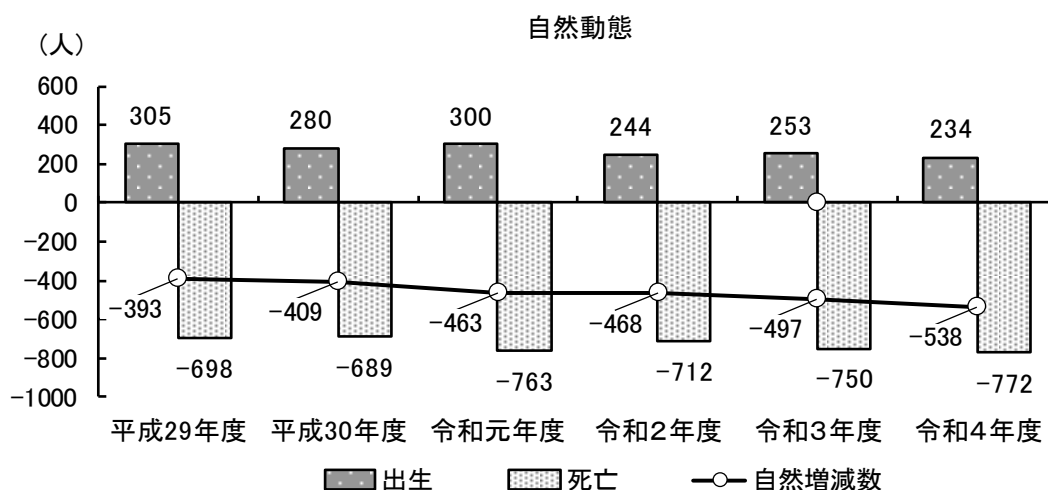
本市の出生率の推移をみると、減少傾向にあり、令和4年度で4.5人口千対となっています。また、全国や宮城県と比べて、低い値で推移しています。



資料：人口動態統計

⑤ 自然動態の状況

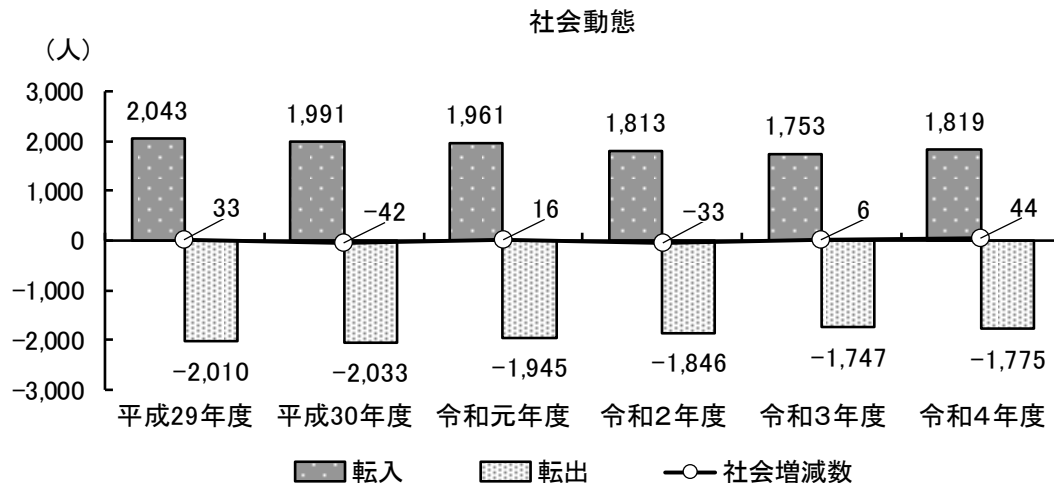
自然動態（出生数と死亡数の推移）をみると、出生数は減少傾向にあり、令和4年度に234人となっています。一方、死亡数は、増減を繰り返しており、令和4年度で772人となっています。死亡数が出生数を上回る「自然減」の状態が続いています。



資料：市民生活部市民課（各年1月～12月）

⑥ 社会動態の状況

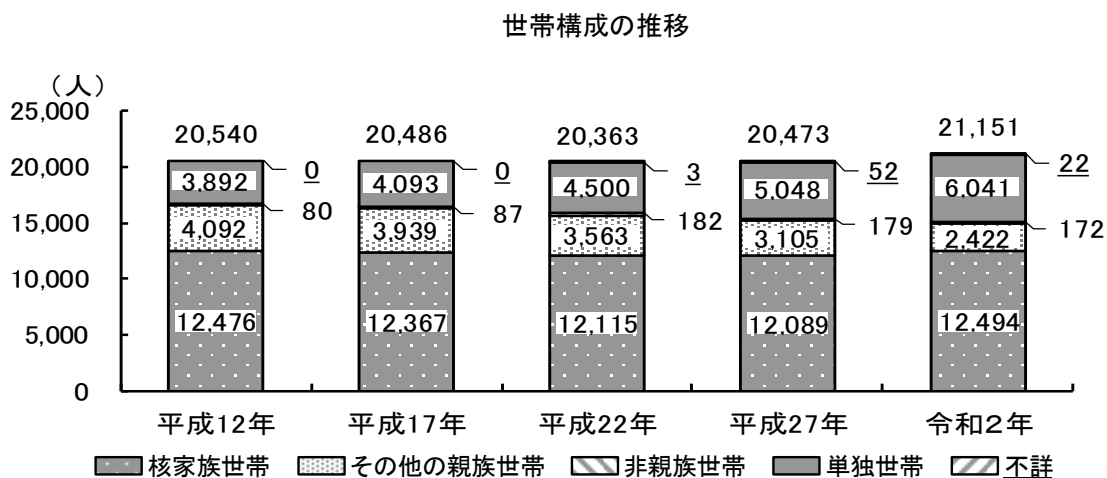
社会動態（転入数と転出数の推移）をみると、転入数は減少傾向となっており、令和4年で1,819人となっています。転出数は、平成29年度から平成30年度にかけて増加傾向にあったものの、平成30年度以降減少傾向となっており、令和4年度では1,775人と、平成30年度に比べ258人減少しています。転入数と転出数が均衡している状況です。



資料：市民生活部市民課（各年1月～12月）

⑦ 世帯構成の推移

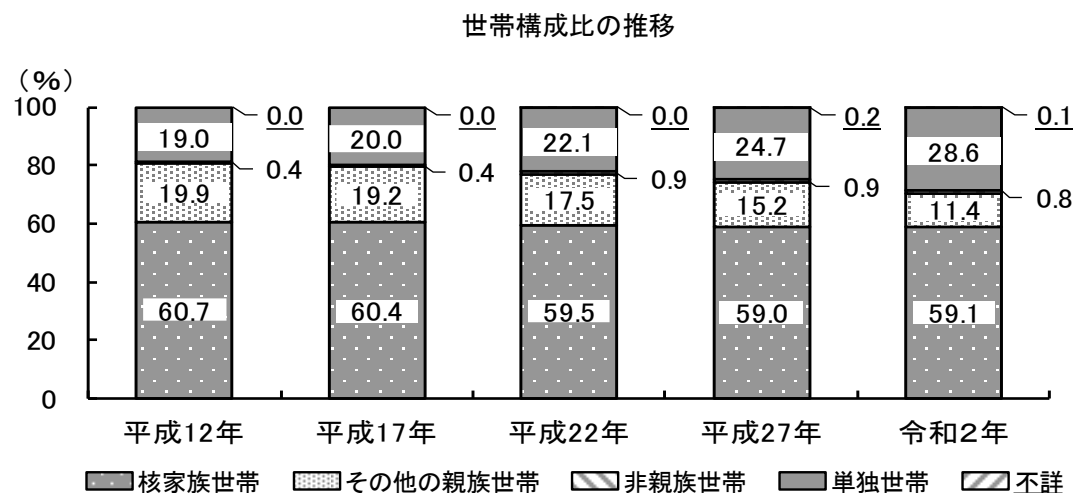
世帯構成の推移をみると、単独世帯は増加傾向にあり、平成12年に比べ、令和2年で1.6倍となっています。一方、その他の親族世帯は減少傾向にあり、平成12年に比べ、令和2年で0.6倍になっています。



資料：国勢調査（各年10月1日）

⑧ 世帯構成比の推移

世帯構成比の推移をみると、単独世帯は増加傾向にあり、平成12年に比べ、令和2年で9.6ポイント増加しています。一方、その他の親族世帯は減少傾向にあり、平成12年に比べ、令和2年で8.5ポイント減少しています。



⑨ 子どものいる世帯の状況

子どものいる世帯数の推移をみると、6歳未満親族のいる世帯及び18歳未満親族のいる世帯ともに減少傾向にあり、令和2年で、6歳未満親族のいる世帯は1,469世帯（一般世帯に対し1割未満）となっており、18歳未満親族のいる世帯は3,920世帯（一般世帯に対し2割程度）となっています。

子どものいる世帯の状況

単位：世帯、%

		平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年
一般世帯数		20,540	20,486	20,363	20,473	21,151
6 歳未満親族のいる世帯	世帯数	2,301	1,991	1,706	1,559	1,469
	割合	11.2	9.7	8.4	7.6	6.9
18 歳未満親族のいる世帯	世帯数	6,269	5,545	4,789	4,288	3,920
	割合	30.5	27.1	23.5	20.9	18.5

資料：国勢調査（各年 10 月 1 日）

⑩ 高齢者のいる世帯の状況

高齢者のいる世帯は増加傾向にあり、令和2年で11,481世帯、一般世帯に占める割合は、5割半ばとなっています。そのなかで、ひとり暮らし世帯及び夫婦のみ世帯の増加が顕著となっており、平成12年に比べ令和2年でひとり暮らし世帯数が2.3倍、夫婦のみ世帯数が1.5倍となっています。そのため、今後も高齢者のいる世帯は増加していく傾向が見られます。

高齢者のいる世帯の状況

単位：世帯、%

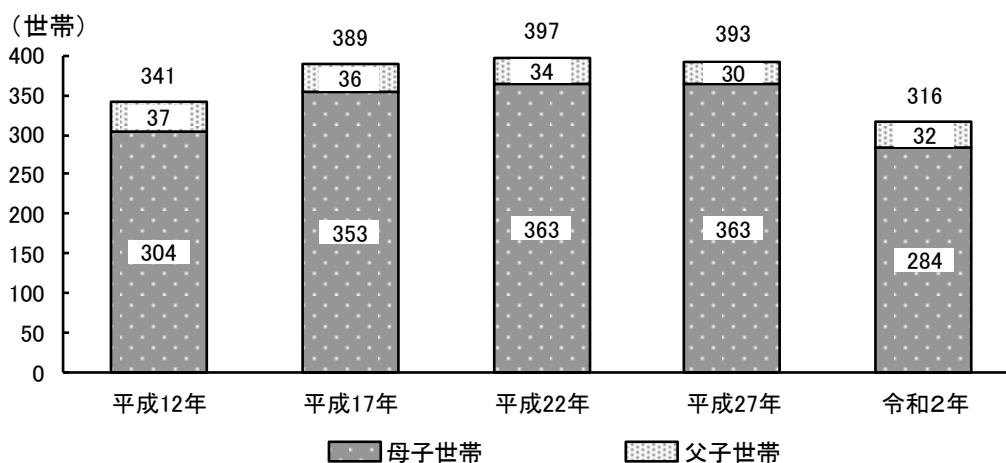
		平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
一般世帯数		20,540	20,486	20,363	20,473	21,151
高齢者のいる世帯	世帯数	8,254	9,457	10,310	11,074	11,481
	割合	40.2	46.2	50.6	54.1	54.3
	単独世帯・親族世帯	世帯数	6,557	7,263	8,533	8,497
		割合	31.9	35.6	40.5	40.2
	ひとり暮らし世帯	世帯数	1,247	1,612	1,998	2,913
		割合	6.1	7.9	9.8	13.8
	夫婦のみ世帯	世帯数	2,038	2,379	2,485	3,023
		割合	9.9	11.6	12.2	14.3
	その他の親族同居世帯	世帯数	3,272	3,272	3,764	2,561
		割合	15.9	16.0	18.5	12.1
その他世帯	世帯数	1,697	2,194	2,063	2,541	2,984
	割合	8.3	10.7	10.1	12.4	14.1

資料：国勢調査（各年10月1日）

⑪ ひとり親世帯の推移

ひとり親世帯の推移をみると、平成12年から平成22年にかけて増加し、その後減少しており、令和2年には母子世帯が284世帯、父子世帯が32世帯となっています。

ひとり親世帯の推移

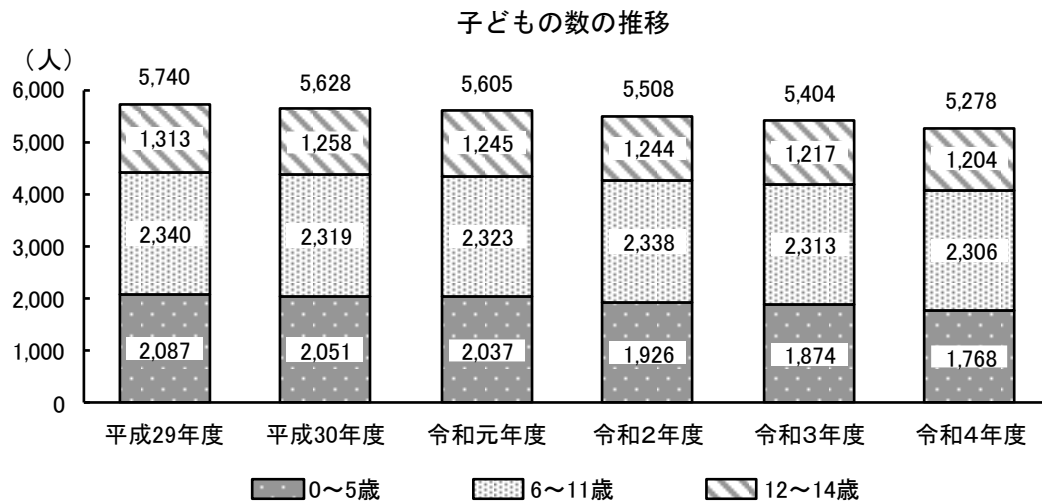


資料：国勢調査（各年10月1日）

(2) 子どもの状況

① 子どもの数の推移

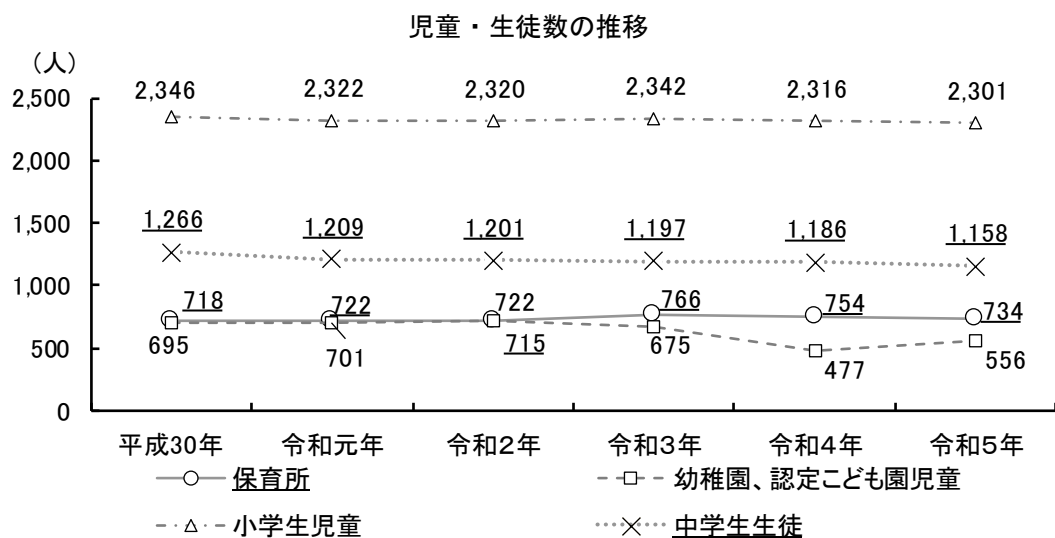
14歳以下の子どもの数の推移をみると、減少傾向にあり、令和4年度で0～5歳が1,768人、6～11歳で2,306人、12～14歳で1,204人となっています。



資料：住民基本台帳（各年度3月末現在）

② 児童・生徒数の推移

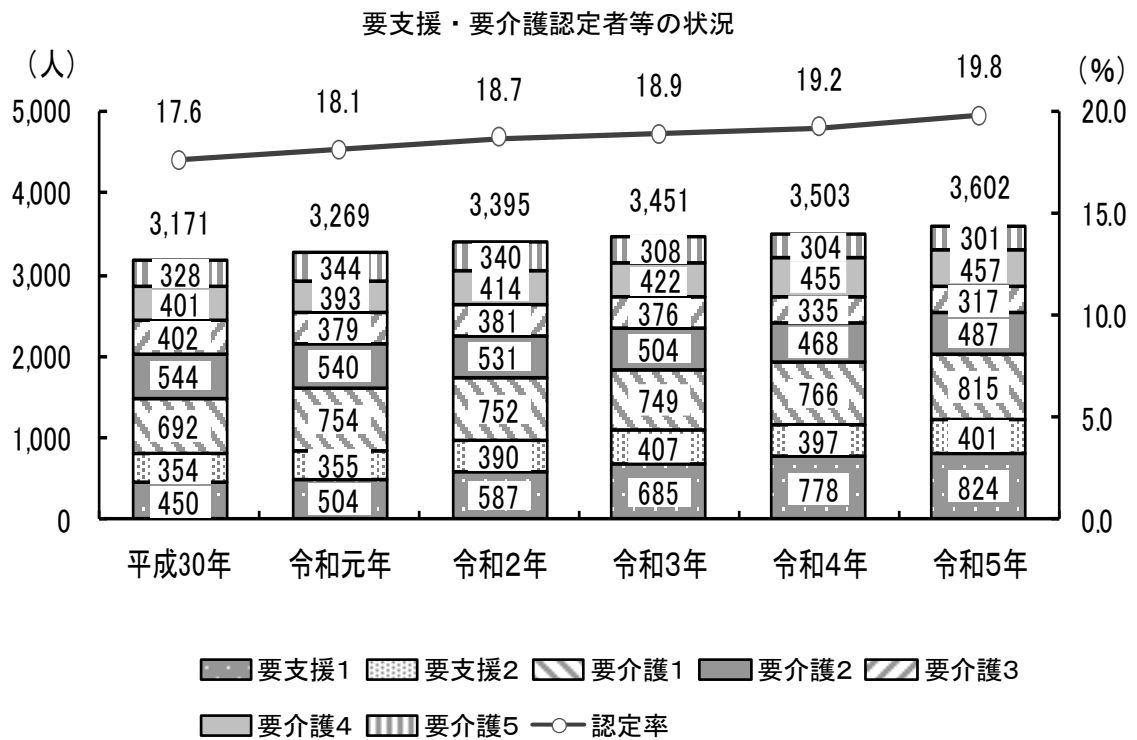
児童・生徒数の推移をみると、保育所の園児数は増加傾向にあり、令和5年で734人と平成30年に比べ、1.1倍となっています。一方、幼稚園、認定こども園児童、小学生児童、中学生生徒は減少傾向となっています。



資料：庁内資料（各年5月1日現在）

(3) 要支援・要介護認定者等の状況

要支援・要介護認定者数及び認定率の推移をみると、増加傾向となっており、令和5年度には3,602人、2割程度となっています。認定区分別でみると、要支援1、要支援2、要介護1、要介護4の増加が顕著になっています。



資料：介護保険事業状況報告月報（各年9月末）

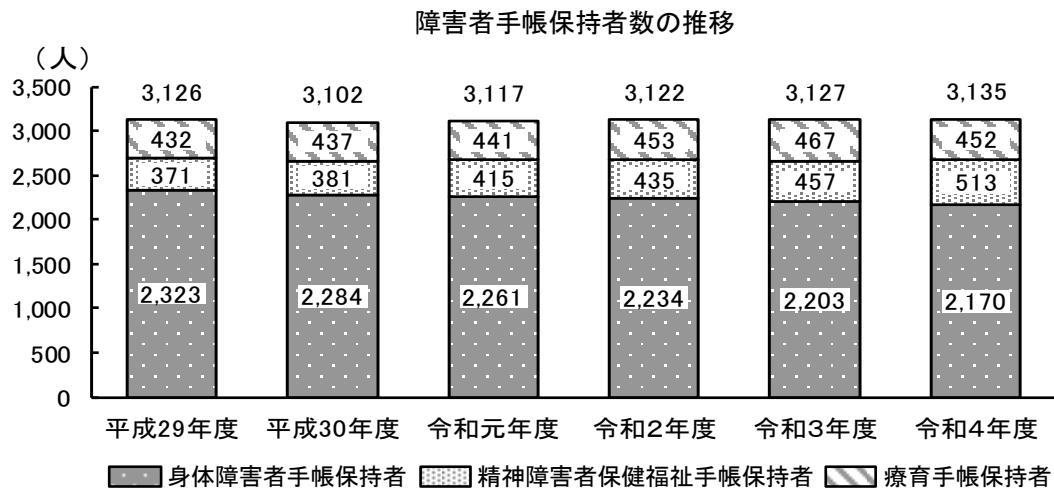
令和5年は6月末現在

※認定者数に、第2号被保険者を含む。

（４）障がいのある人の状況

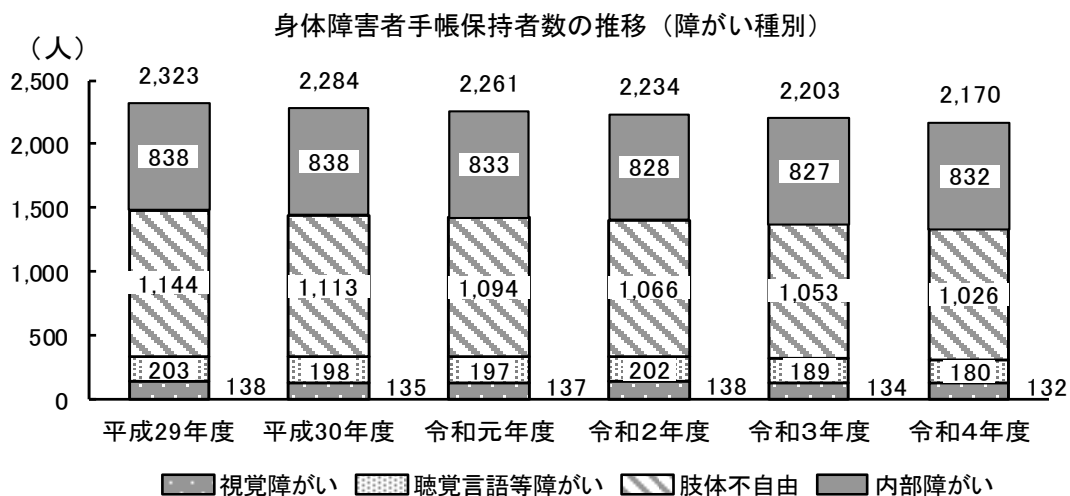
① 障害者手帳保持者数の推移

障害者手帳保持者数の推移をみると、身体障害者手帳保持者数については年々減少傾向にあり、令和４年度で2,170人となっています。一方で、精神障害者保健福祉手帳保持者数及び療育手帳保持者数は年々増加傾向にあり、令和４年度で精神障害者保健福祉手帳所持者数が513人、療育手帳保持者数が452人となっています。



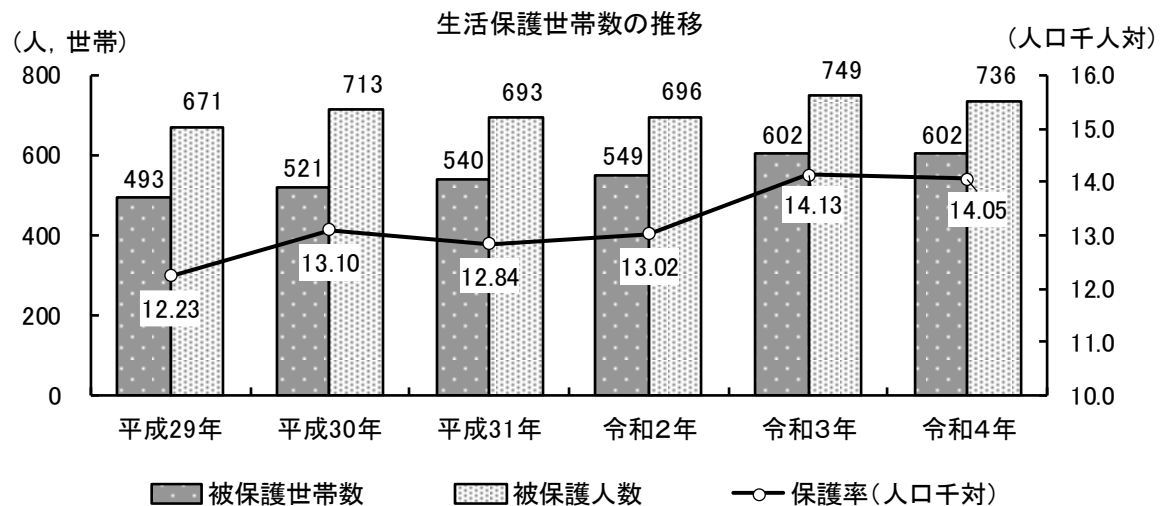
② 身体障害者手帳保持者数の推移

身体障害者手帳の保持者数の推移を障がい種別でみると、肢体不自由は減少傾向にありますが、視覚障がい、聴覚言語障がい、内部障がいは横ばいで推移しています。



(5) 生活保護世帯の状況

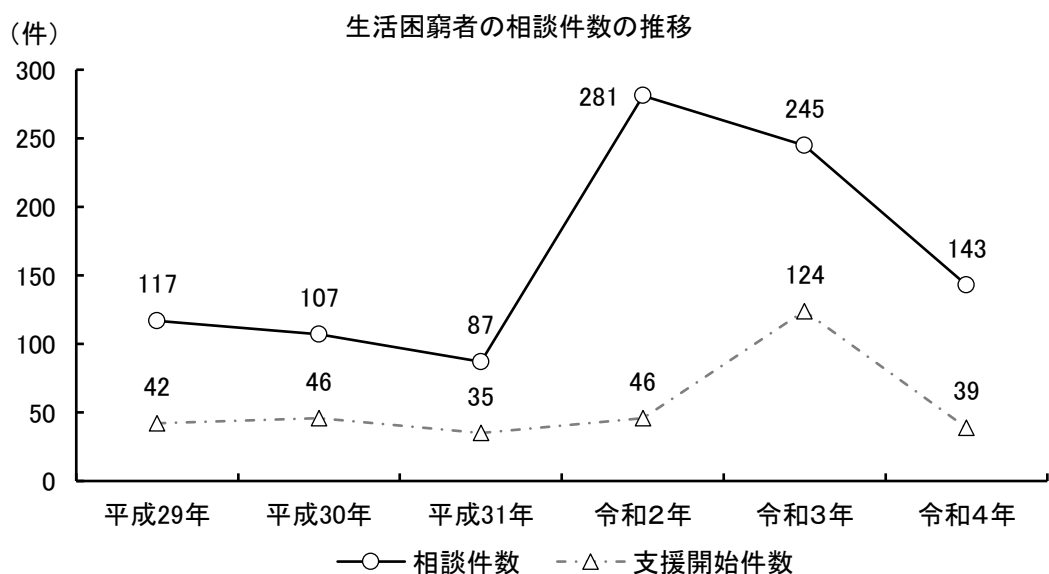
生活保護世帯数の推移をみると、被保護世帯数、被保護人数、保護率（人口千対）ともに増加傾向にあり、令和4年12月末現在で、被保護世帯数が602世帯、被保護人員が736人、保護率が14.05（人口千対）となっています。



資料：福祉子ども未来部生活福祉課（各年12月末現在）

(6) 生活困窮者の相談件数の状況

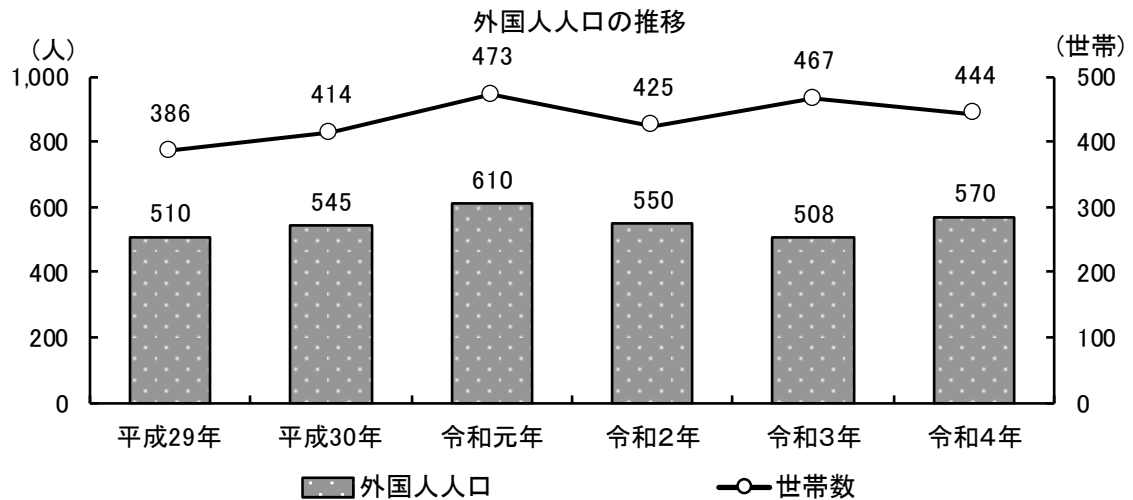
生活困窮者の相談件数の推移をみると、新型コロナウイルスが流行した令和2年度に相談件数が281件と急増しました。また、令和3年度には支援開始件数が、124件と急増しました。令和4年度時点では、コロナウイルス流行前より依然として相談件数が多い状況となっています。



資料：庁内資料

(7) 外国人の状況

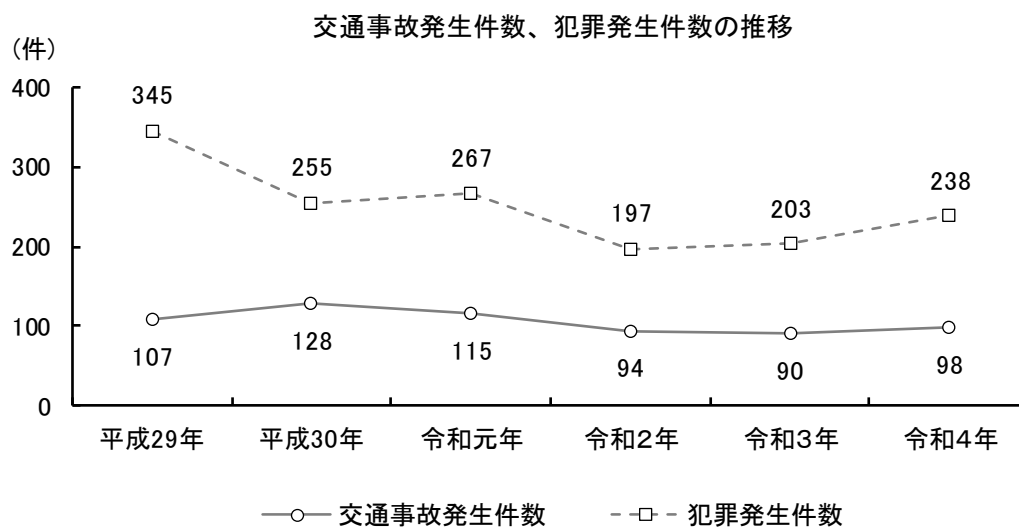
外国人人口の推移をみると、増減を繰り返し、令和4年12月末現在で570人となっています。外国人世帯数は人口と同様に増減を繰り返し、令和4年12月末現在で444世帯となっています。



(8) 交通事故及び犯罪の発生状況

交通事故の発生件数の推移をみると、微減傾向にあり、令和4年で98件となっています。

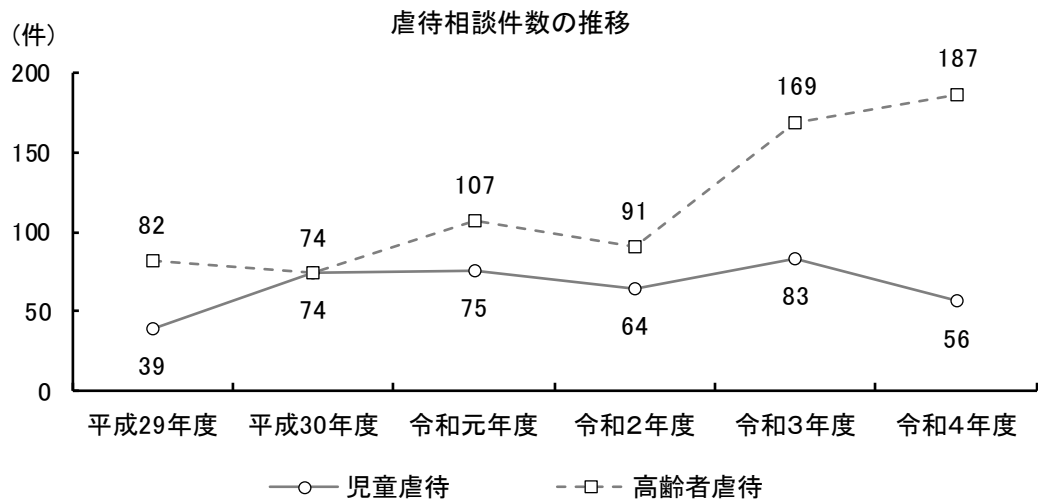
犯罪の発生件数の推移をみると、減少傾向にあり、令和4年で238件となっています。



(9) 虐待相談の状況

児童虐待の相談件数の推移をみると、増減を繰り返しつつも令和4年度は減少し、令和4年度で56件となっています。

高齢者虐待の相談件数をみると、令和2年度から急激に増加しており、令和4年度で187件となっています。

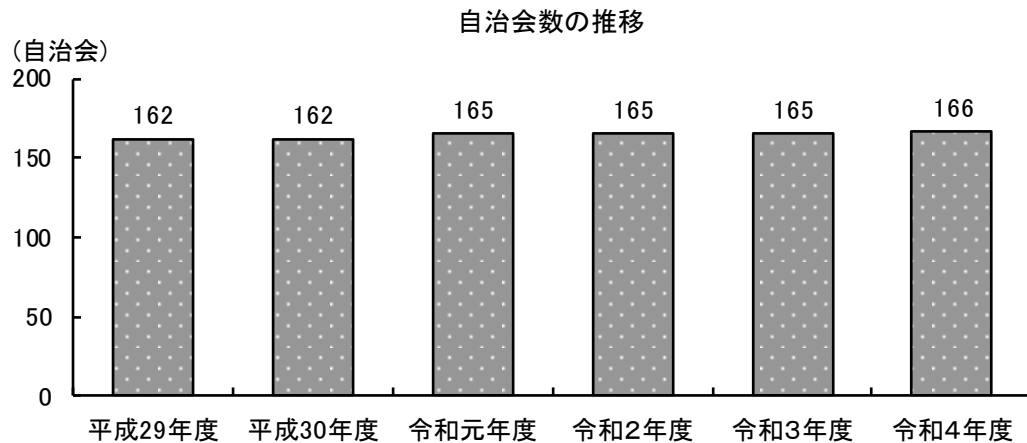


資料：庁内資料

(10) 自治会の状況

① 自治会数の推移

自治会数の推移をみると、平成29年度以降、横ばいで推移しており、令和4年度で166の自治会が組織されています。

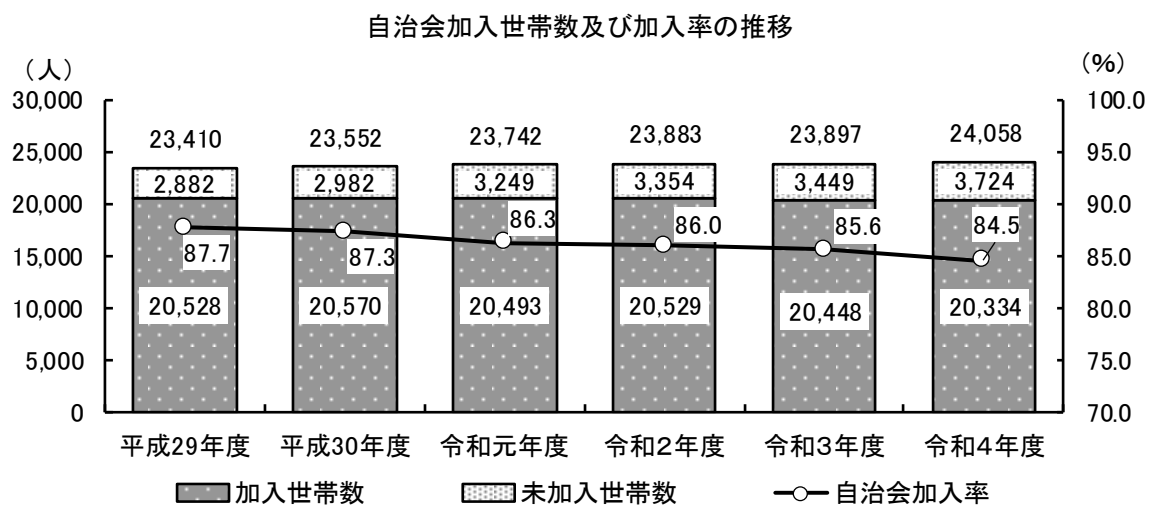


資料：庁内資料

※活動休止中の自治会数を除く

② 自治会加入世帯数及び加入率の推移

自治会加入世帯数の推移をみると、総世帯数が増加するなかで、加入世帯数は減少傾向にあり、令和4年度で20,334世帯となっています。また、自治会加入率も減少傾向にあり、令和4年度で8割半ばとなっています。



資料：庁内資料

2 塩竈市の地域福祉を取り巻く現状と課題

(1) 調査の概要

① 調査の目的

(1) 塩竈市地域福祉に関するアンケート調査

地域福祉の推進に向けて住民ニーズを把握するとともに、塩竈市福祉施策の認知度、各事業の評価、地域福祉の担い手としての意識・意向を把握するためにアンケート調査を行いました。

(2) 市窓口・相談支援機関へのアンケート調査

市窓口・相談支援機関を対象に、相談内容や支援対象者の傾向を確認し、重層的支援体制整備の方向性を見出すためアンケート調査を行いました。

(3) 民生委員児童委員・各種団体の方へのアンケート調査

地域で活動する団体を対象に、地域福祉に係る現状と課題、事業計画、地域資源活用の可能性を把握するためにアンケート調査を行いました。

② 調査対象

(1) 塩竈市地域福祉に関するアンケート調査：市内在住の18歳以上の市民

(2) 市窓口・相談支援機関へのアンケート調査：市内窓口、相談支援機関

(3) 民生委員児童委員・各種団体の方へのアンケート調査：民生委員児童委員協議会、各種団体の方

③ 調査期間

令和4年11月

④ 調査方法

各調査対象へ調査票を郵送、返送やインターネット回答にて回収

⑤ 回収状況

	配布数	有効回答数	有効回答率
塩竈市地域福祉に関するアンケート調査	2,000 通	928 通 (内インターネット回答 133 通)	46.4%
市窓口・相談支援機関へのアンケート調査	23 通	15 通	65.2%
民生委員児童委員・各種団体の方へのアンケート調査	20 通	15 通	75.0%

（２）塩竈市の地域福祉を取り巻く現状と課題

◆重点課題１　《　地域活動を担う人材不足　》

地域活動を担う人材が不足しているとともに、ボランティア活動の機会・きっかけが不足しています。

課題　＜　地域活動の機会・きっかけ不足　＞

アンケート調査によれば、ボランティア・地域活動に「参加していない」割合は５割を超えており、その主たる理由は仕事や育児による時間的余裕のなさにあります。しかしながら、地域での福祉活動への関心については、「とても関心がある」「ある程度関心がある」の割合が４割を超え、潜在的な地域福祉活動への参加意思は一定数あると考えられます。したがって、活動に対する負担軽減や役割の明確化を図りながら、地域福祉活動に関わる人材の育成が必要です。

◆重点課題２　《　つながりの希薄や連携の欠如　》

様々な福祉課題を抱える人がいるなか、地域におけるつながりの希薄化により、そうした人々を適切な支援につなげることができていない可能性があります。

課題　＜　地域でのつながりの希薄化　＞

アンケート調査では、近所の人とのつきあいについて、「あまりつきあっていない」「全くつきあっていない」を合わせた割合が５割を超えており、地域社会でのつながりは希薄化の傾向がみられますが、「会ったときに、挨拶する程度のつきあい」や「あまり堅苦しくなく話し合えるようなつきあい」を望んでいる市民は８割を超えています。

課題　＜　地域福祉課題の支援・情報の不足　＞

個人や世帯単位で様々な課題を抱え支援を必要としているケースが増えている一方、「社会福祉協議会」「成年後見制度」「生活困窮者自立支援制度」などの認知度は低く、適切に相談につながらずに孤立してしまうケースや、相談先がわからずに状態が深刻化してしまうケースなどの存在が懸念されます。また、虐待や犯罪をした人の社会復帰を支援する必要があると考える市民がある一定数いることから、その支援や問題が複雑化する前の早い段階で適切な相談先につなげる仕組みや、より円滑で包括的な支援体制の整備を行い、相談支援機関の認知度を上げるなど周知をしていくことが求められています。

◆重点課題3 << 福祉に関する支援体制の充実 >>

困難を抱える市民に配慮した災害支援体制や重層的支援体制の充実が求められています。

課題 < 災害時の支援体制の充実 >

災害時支援において、安否確認や情報入手などの点で不安を抱えている市民や高齢者・障がい者の避難体制・生活支援体制の充実を求める市民の割合が高いことから、災害時の支援体制をより一層充実していく必要があります。また、新型コロナウイルス感染症の流行により、感染症に対する意識の変化が大きいため、感染症対策を継続するとともに、新しい生活支援体制を構築していく必要もあります。

課題 < さまざまな福祉課題に対応する体制の構築 >

さまざまな福祉課題に対応するための複数の関係部署・機関をコーディネートする機関の必要性について、9割弱の団体が必要と感じています。さらに、7割を超える団体がワンストップ相談窓口の設置が良いと回答していることから、「制度の狭間」や「複合多問題」などのさまざまな福祉課題に対応していくための、より充実した支援体制の整備が求められています。

第3章

計画のめざす方向

1 基本理念

「第6次塩竈市長期総合計画」では、市の目指す都市像を「海と社に育まれる 楽しい塩竈」とし、福祉分野における目標である「みんなが生き生きしているまち」のもと福祉施策を推進しています。

地域福祉をめぐる状況は大きく変化しており、市民が抱える課題は多様化・複雑化しています。これらの課題の解決に向けては、地域福祉推進の主役である市民が、地域の課題を自らのものととらえ、主体的に地域福祉活動に参画することが必要です。さらに、地域活動団体、ボランティア団体、社会福祉協議会などと市が連携を図りながら、地域が抱える複雑な課題に包括的に対応していく体制が求められます。

本計画では、総合計画の目指す将来像や基本理念を踏まえるとともに、地域共生社会の実現に向け、本市としての包括的かつ重層的、そしてすべての住民の主体的な参画による持続的な地域づくりを推進するため、基本理念を次のように定めます。

【 基 本 理 念 】

地域で支え合い、みんなで認め合う、
安心・安全なまちづくり



2 計画の基本目標

基本理念を実現するために推進すべき施策を位置づけるため、以下の3つの基本目標を設定します。

(1) 地域活動を支える担い手づくり

本市における地域福祉の推進にあたっては、その担い手となる人材の確保・育成が不可欠です。そのため、町内会・自治会や民生委員児童委員など地域の団体や組織の活動、NPO・ボランティア活動を支援し、関係団体との連携の強化を図ります。また、これらの活動を支える担い手の育成を支援します。

(2) 支援が必要な人を支える地域づくり

同じ地域に住む住民同士が顔の見える関係をつくり、見守りや支えあい、困ったときに助けあうことができる組織的な活動を推進し、福祉教育に取り組むことで、子どもや高齢者、障がいの有無や年齢に関係なく、地域全体で支援が必要な人を支える体制の構築を推進します。

また、意思決定支援等による権利行使支援や虐待、犯罪をした人の社会復帰、8050問題、ひきこもり支援やヤングケアラーなど、多様な福祉課題にも対応した支援体制を構築します。

(3) 安心・安全に暮らせる仕組みづくり

地域における生活課題は複合化とともに多種多様なものとなっています。安心・安全に暮らせるため、「地域共生」のための基盤となる福祉部局などの支援体制を整備します。また、地域での防災対策を進めるとともに、日頃からのつながりを育むことは、防災や防犯に向けて重要であるという視点から、住民同士の支え合いや地域コミュニティの構築を支援する体制を強化します。

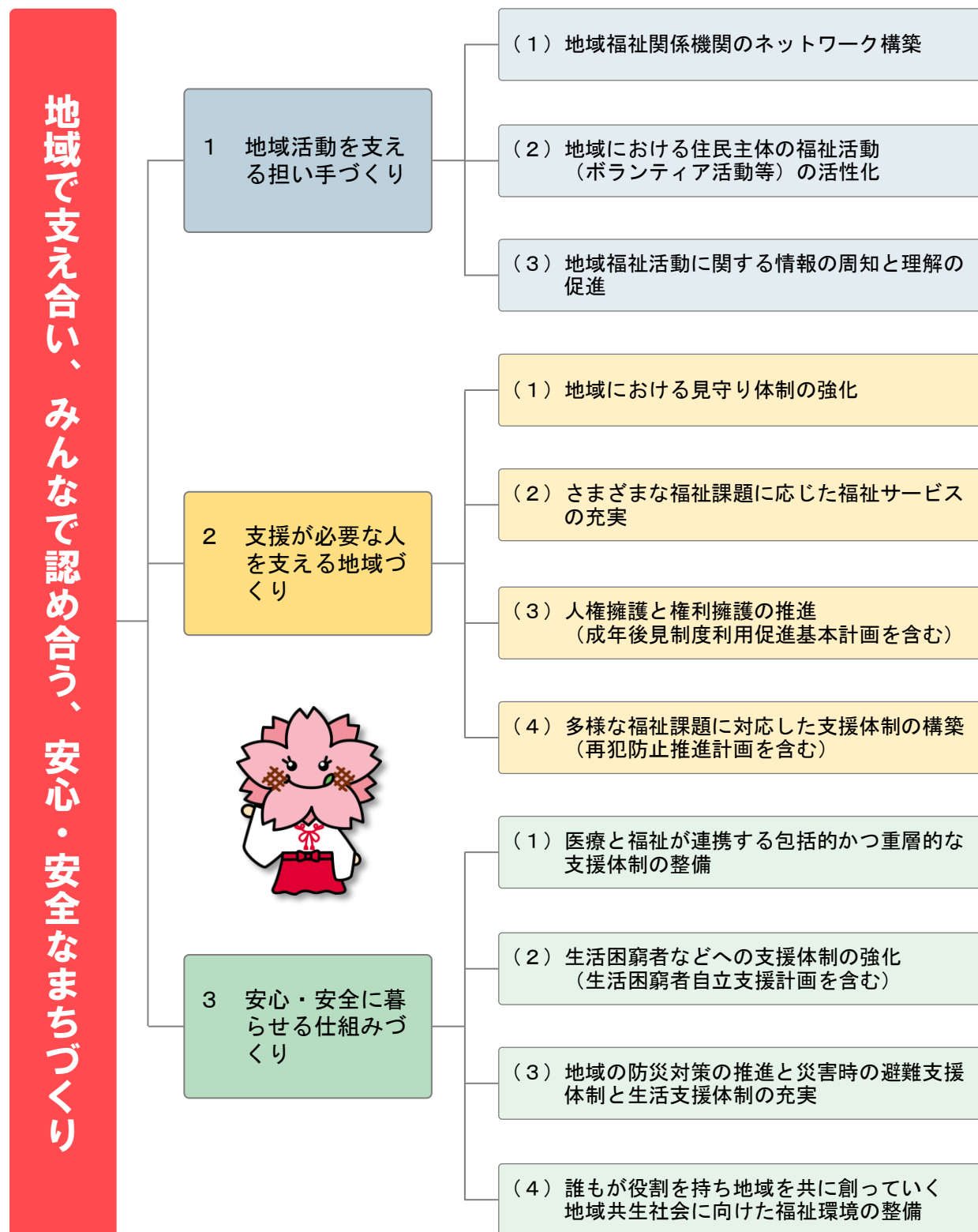
さらに、災害発生時において要配慮者の安心・安全を確保する避難支援体制を構築するとともに、避難所などにおける生活支援体制の充実を図ります。

3 体系図

[基本理念]

[基本目標]

[基本施策]



※ 本計画に包含している「成年後見制度利用促進基本計画」「再犯防止推進計画」「生活困窮者自立支援計画」においては、他の基本施策と関連する事項があるため、地域福祉計画内で一体的に取り組みます。

第4章

各主体が取り組む行動計画

1 地域活動を支える担い手づくり

関連するSDGs



(1) 地域福祉関係機関のネットワーク構築

取組の方向

複雑化・複合化する福祉課題に対応するため、これまで行ってきた分野ごとのつながりから、分野を越えた福祉課題に関わる様々な専門職や専門機関、関係団体がつながるネットワークづくりを推進します。

- ① 日常生活圏域における福祉ネットワークづくりの支援
- ② 中学校区福祉圏域での福祉ネットワーク体制の整備
- ③ 行政における市全域での福祉ネットワーク体制の構築

現状と課題 ○は「現状」■は「課題」

- お住まいの地域の担当民生委員児童委員について、「知っている」人が3割半ば、「知らない」人が6割を超えています。
- 民生委員児童委員・各種団体が参加・主催している活動や行事への地域住民の参加状況について、「活動や行事によりけりで、一概には言えない」、「周知活動は行っているものの、参加者が少ない」が4割と最も高くなっています。
- 今後、地域福祉を推進していくために誰が中心になって取り組む必要があるかについて、「行政・社協・住民が協力して取り組む」が8割と最も高くなっています。

- これからの塩竈市の福祉が重点にすべきと思う内容について、「民間事業者等による福祉事業との連携」が1割程度となっています。
- 福祉に対するニーズや問題が多様化している中、確かなニーズの把握や問題を解決していくためには、既存の地域資源の活用や関係機関との連携を強化していくことが必要です。

【 市民・地域の取組 】

- 福祉に関する困りごとについて、行政やサービス事業所等へ相談をしましょう。
- 身近な地域の困りごとについて、関心を持ちましょう。

【 市の取組 】

① 日常生活圏域における福祉ネットワークづくりの支援

取組項目	取組内容	担当課
障がい者差別解消への取組	障がい者を理由とする差別に対する情報共有や啓発活動を行っており、広報誌や出前講座、ポケットティッシュの配布など、市民に分かりやすく伝える取組を今後も継続していきます。	生活福祉課
福祉関連団体の活動支援と連携強化	青少年育成塩竈市民会議、保護司会、更生保護女性会、民生委員児童委員との連携強化を図ります。生活福祉課長が青少年育成塩竈市民会議委員に委嘱されて、年数回の協議会に参加し、連携強化を行っています。保護司会・更生保護女性会では「再犯防止計画」を地域福祉計画に盛り込むため、計画策定の委員を選出しています。主任児童委員・民生委員児童委員は、月1回の会長会、各地区定例会に参加して、常に情報交換を行っており、また、これらの取組を継続していきます。	
健康推進員の活動の促進	町内会から推薦された健康推進員が、地域の健康づくりのパイプ役として、地域の健やかなコミュニケーションの中で、健康づくりの輪を広めて、自立した生活ができるよう支援を促進していきます。	健康づくり課

② 中学校区福祉圏域での福祉ネットワーク体制の整備

取組項目	取組内容	担当課
地域支え合い推進協議体	高齢者が、介護が必要な状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、医療・介護・住まい・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」を構築すべく、生活支援サービス及び介護予防サービスの体制整備に向けて、高齢者の生活を支援する多様な主体間の定期的な情報共有、連携の強化及び協働による資源開発等を推進するため、設置しています。	高齢福祉課

取組項目	取組内容	担当課
生活支援コーディネート（地域支え合い推進員）の配置	市及び地域包括支援センターに配置し、協議体の開催等を通し、「生活支援の担い手の養成とサービスの資源開発」「サービス主体間等関係者のネットワーク構築」「地域の支援ニーズと地域資源のマッチング」を行います。	高齢福祉課

③ 行政における市全域での福祉ネットワーク体制の構築

取組項目	取組内容	担当課
塩竈市福祉事業所連絡会議の開催	塩竈市内の福祉事業所を運営する社会福祉法人等が障がい・児童・高齢の垣根を超えて相互に連携し情報を共有することで、職員の資質向上、利用者へのサービス向上、さらには地域住民や法人同士の相互理解を進め、より充実した地域貢献および公益的な取組を実現していくことを目的として開催します。	生活福祉課
障がい者就労支援への取組	ハローワーク塩釜管内の就労系障がい福祉サービス事業所や行政が、意見交換や情報共有を通じて障がい者雇用の推進を図っています。 公共職業安定所を主体とし、関係機関と連携して障がいのある人の自立と社会参加の促進、雇用と就労の支援を行うことを目指します。	
地域での子ども援助システムづくり	ファミリーサポートセンターは、子育ての援助を受けたい家庭と援助を行いたい会員を調整し、援助活動を行うシステムを構築しています。協力会員が少ないため、説明会やボランティア養成講座を開催し、協力会員の増加を目指します。	子ども未来課
子どもに関する専門機関との連携強化	子ども・家庭支援部局では、塩竈市要保護児童対策地域協議会実務者会議を設置し、構成員を警察、児童相談所、小中学校、幼稚園・保育所（園）等の児童福祉機関、保健・医療・福祉機関、各地区の主任児童委員として、運営状況報告や支援対象児童等のケース進行管理状況報告等を行っており、また、令和4年4月に子ども家庭総合支援拠点を設置してケース支援の強化及び連携の強化に努めています。令和6年4月に「こども家庭センター」を設置予定であり、「子育て世代包括支援センター」の母子保健機能と「子ども家庭総合支援拠点」の児童福祉機能をそれぞれ生かしながら、すべての妊産婦・子育て世帯を対象とした、相談や支援の総合窓口として整備予定です。 保育関係部局では、公私立合同施設長会議、幼稚園・保育所・小学校連絡会議等において定期的な情報交換を行っており、情報を共有できる体制を構築します。 学校教育部局では、各関係機関との連携を密にし、随時情報交換を行いながら児童生徒や保護者等の支援にあたります。	子ども未来課 保育課 学校教育課
食育活動のネットワーク化の促進	塩竈市では、食育推進計画に基づき、市役所庁内の推進委員会や関係機関で構成する食育推進ネットワーク会議を通じて地域での食育推進を図っており、今後はコロナ禍による活動停滞を乗り越えてネットワークの充実を図ります。	健康づくり課

(2) 地域における住民主体の福祉活動（ボランティア活動等） の活性化

取組の方向

ボランティア講座や福祉体験学習等、様々な機会を通じてボランティアの育成を図るとともに、町内会・自治会や民生委員児童委員など地域の団体や組織の活動、NPO・ボランティア活動を支援します。また、地域福祉の担い手の育成に向けた人材発掘や学校との連携により、小・中学生の福祉意識の醸成を図ります。

- ① 日常生活圏域における福祉ボランティアの育成支援
- ② 福祉等のボランティア団体への支援
- ③ 学校との連携による福祉意識の醸成



現状と課題

- は「現状」■は「課題」
- 住民同士が共に支え合う地域づくりを進めるために必要な支援について、「地域の自治会（区・組）活動やボランティア活動への参加促進や活動支援をする」が2割を超えています。
 - 「地域での福祉活動（ボランティア活動など）」への関心について、“関心がある”（「とても関心がある」、「ある程度関心がある」の合計）が4割超え、“関心がない”（「あまり関心がない」、「全く関心がない」の合計）が約4割となっています。
 - ボランティア、NPO、地域活動で参加している分野、または参加したことがある分野について、「参加したことがない（参加できない）」が5割超えと最も高くなっており、その理由は「仕事や育児、家事で忙しいから」が4割半ばと最も高く、次いで「どこで活動しているかわからないから」が約4割となっています。
 - 今後、地域福祉のまちづくりのために優先的に取り組むべき施策について、「ボランティアの育成と活動の促進」が1割未満となっています。
 - 民生委員児童委員・各種団体がふだんの活動を通じて感じている地域の課題について、「地域活動の担い手が少ない」が8割「同じ人が地域の役職をいくつも兼ねている」が3割超えています。
 - これからの塩竈市の福祉が重点にすべきと思う内容について、「ボランティアやNPOなどの市民活動への支援」が4割となっています。
 - 地域における生活課題等を地域で解決できるように、地域で活動を行う団体への支援や人材の育成支援が必要です。

- 地域福祉を推進するために、地域で活動する担い手を増やし、各活動のさらなる広がりを促進するための支援を行うとともに、初めてでも気軽に参加できるようなボランティア情報の発信や、地域活動の機会を提供する等、今まで地域活動等に参加していなかった人でも、参加できる環境づくりや、きっかけづくりにつなげることが必要です。

【 市民・地域の取組 】

- ボランティア活動の情報について関心を持ちましょう。
- 興味のある分野や身近なボランティア活動に積極的に取り組みましょう。
- ボランティアの養成制度を活用し、講座に参加しましょう。
- ボランティア団体が開催しているイベントなどに足を運びましょう。

【 市の取組 】

① 日常生活圏域における福祉ボランティアの育成支援

取組項目	取組内容	担当課
民生委員児童委員の委嘱・支援	地域の福祉活動を担う、民生委員児童委員（主任児童委員）を委嘱し、その活動などの支援を実施することで、地域共生社会の実現に資する活動につなげていきます。	生活福祉課 （塩竈市社会福祉協議会）
傾聴ボランティア養成講座の実施	相手の心に寄り添い、ありのままを受け入れ、共感して話を聞く「傾聴ボランティア」育成のために、民生委員児童委員等の市民を対象として、「傾聴ボランティア養成講座」を実施します。今後とも一人暮らしの高齢者などの孤立化を防ぎ、見守り活動に貢献できる人員を育成する取組を進めます。	
認知症サポーター養成講座の実施	認知症サポーターを養成し、認知症の方や家族を支援することで、安心して暮らせる地域づくりを推進します。	高齢福祉課
介護支援ボランティア活動事業	高齢者の介護予防推進のため、登録した高齢者に対し、市が指定するボランティア活動を行った場合、ポイントを付与しポイントに基づき交付金を交付する事業を行います。	
子育てボランティア等の育成・支援	子育てサポート「にこハピ」は、子育てボランティア養成講座や研修を通じて地域の子育て世代を支援しています。今後は会員増加と活動の活性化を図り、研修会を充実させます。 「子育てサポーター養成講座」を行い、子育てに関心のある市民への学習機会を提供します。	子ども未来課 生涯学習課

② 福祉等のボランティア団体への支援

取組項目	取組内容	担当課
ボランティア 連絡協議会の 運営・支援	塩竈市内で活動するボランティア団体の交流や情報共有のための研修会や交流会を開催する連絡協議会を支援し、庁内各課やボランティア関連団体、NPO 法人、社会福祉協議会と連携を図りながら、ボランティア団体及びその団体の活動の周知や地域の福祉ボランティア養成を図る取組を推進します。 社会福祉協議会と連携し、ボランティア団体設立に向けた調整を行います。	生活福祉課 (塩竈市社会福祉協議会)
シルバー人材 センターへの 支援	シルバー人材センターに対し、高齢者が豊かな経験と能力を活かして働くことを通して「社会参加」「生きがいの推進」のため助成を行います。	高齢福祉課
ボランティア 活動への支 援・育成	高齢者の健康福祉等に取り組む市民のボランティア活動やNPO等に対して、それぞれの活動希望に沿った支援や育成等を行っていきます。また、福祉への理解を深めるために、小中学生時から福祉について学ぶ機会を増やすことに努めていきます。	高齢福祉課 学校教育課

③ 学校との連携による福祉意識の醸成

取組項目	取組内容	担当課
学校区における地域人財の発掘・学校ボランティアの活用等	保護者や地域住民が参画・支援・協力する学校運営協議会を市内の小中学校に設置し、学校と地域の信頼関係を深め、学校運営の改善や児童生徒の健全育成に取り組みます。 地域学校協働本部により、地域の教育力向上に努めます。	学校教育課 生涯学習課

(3) 地域福祉活動に関する情報の周知と理解の促進

取組の方向

地域福祉に関する関心を高めるため、広報誌やホームページ、アプリ等多様な情報提供により、すべての人が福祉に関する情報を入手できる環境づくりに取り組めます。

- ① さまざまな媒体による福祉情報の提供
- ② 福祉事業実施での福祉活動への理解の促進
- ③ 学校との連携による福祉意識の醸成



現状と課題

- は「現状」 ■は「課題」
- 民生委員児童委員・各種団体がらだんの活動を通じて感じている地域の課題について、「地域活動の情報が行き渡らない」が3割近くとなっています。
 - これからの塩竈市の福祉が重点にすべきと思う内容について、「福祉サービスに関する情報提供」が1割程度となっています。
 - 今後、地域福祉のまちづくりのために優先的に取り組むべき施策について、「福祉サービスに関する情報提供や案内の充実」が3割近くとなっています。
 - 塩竈市の保健や福祉に関する情報を入手したい方法について、「市の広報誌」が7割半ばと最も高く、次いで「市ホームページ」、「モバイル機器（スマートフォン、タブレットなど）のアプリ」が3割半ばとなっています。
 - 子どもから高齢者まで支援を必要とする人に必要な情報が届くよう、身近な生活の場や情報技術を活かした情報提供の充実を図る必要があります。また、福祉情報がすべての市民に行き届くよう、各年代の情報入手手段やニーズに応じた情報提供の充実を図る必要があります。
 - 各地域での活動内容が広く周知されるよう、地域福祉活動を行っている団体の情報や、これから活動しようとしている人に対して、幅広い情報提供方法を検討する必要があります。

【 市民・地域の取組 】

- 地域の中で困っている人の情報を把握しましょう。
- 高齢者世帯などに対し、自主的にできる活動を検討し、地域を挙げて取り組んでいきましょう。

【市の取組】

① さまざまな媒体による福祉情報の提供

取組項目	取組内容	担当課
地域包括支援センター等の周知	地域包括ケアシステム構築に向けて、医療、介護サービスの情報に加え、地域包括支援センターや生活支援・介護予防サービスの所在地や事業内容、サービス内容、人員体制等の情報について、地域包括支援センターの情報誌及び市のホームページ等を活用し、情報発信に取り組みます。	高齢福祉課
介護サービス事業や介護予防情報の周知と啓発	介護サービス等を利用する高齢者やその家族、その他の一般市民に対して、市の福祉サービスや介護保険事業などの必要な情報を周知するため、市広報誌の掲載やガイドブックの配布、民生委員児童委員などによる啓発活動時など様々な機会で情報提供し、より一層の利便性を図ります。また、高齢者とその家族に対して、要介護状態に陥ることなく健康で自立した生活を送ることや重度化防止のための啓発パンフレットの発行、SNSの活用などを行い、介護予防の普及啓発に努めます。そのほか、地域資源リストや地域の通いの場リストの作成配布、ホームページでの周知を行います。	
地域活動・ボランティア・NPO活動等の周知の強化	地域の福祉活動等の活性化のため、広報誌などを利用して、地域活動・ボランティア・NPO活動の周知を強化し、地域の福祉活動の担い手不足等の課題の解決に取り組みます。	生活福祉課 (塩竈市社会福祉協議会)
子育て支援のための情報提供の実施	子育て支援の啓発パンフレットなどの発行・配布及び広報紙・ホームページへの掲載、母子手帳アプリによる情報配信を行うことで、母子の健康管理と子育て支援の推進を図ります。	子ども未来課

② 福祉事業実施での福祉活動への理解の促進

取組項目	取組内容	担当課
障がい者差別防止に係るホームページ等での啓発・広報活動の実施	障がい者差別を防止するため、市広報誌、ホームページ等を活用した周知啓発をはじめ、出前講座の開催や障害者週間にあわせ差別解消に係るポケットティッシュを配布するなどの取組を行います。	生活福祉課
乳幼児健診に係る地域住民への情報提供の充実	乳幼児健診における個別・集団指導実施や啓発パンフレット等の配布、広報しおがま「食育通信」、ホームページへの掲載を実施します。	子ども未来課

③ 学校との連携による福祉意識の醸成

取組項目	取組内容	担当課
非行防止・犯罪抑制に係る広報活動の実施	非行防止・犯罪抑制の啓発パンフレットなどの配布、保護司・更生保護女性会の活動支援、広報などの情報提供の充実、SNSに起因する子どもの性被害の防止、保護者及び青少年に対するフィルタリングの普及啓発を実施します。	生活福祉課

2 支援が必要な人を支える地域づくり

関連するSDGs



(1) 地域における見守り体制の強化

取組の方向

支援を必要としている地域住民のニーズ等に対応するため、関係機関・団体が連携し、地域の社会資源等を活用して社会とのつながりづくりに向けた支援に取り組めます。

- ① 中学校区福祉圏域コミュニティへの参加促進
- ② 地域自治活動圏域での見守り体制強化のための支援
- ③ 要配慮者への見守り体制強化

現状と課題 ○は「現状」■は「課題」

- 近所の人とのつきあいの程度について、“つきあっている”（「よくつきあっている」、「ある程度つきあっている」の合計）が4割半ば、“つきあっていない”（「あまりつきあっていない」、「全くつきあっていない」の合計）が5割半ばとなっています。
- 「会ったときに、挨拶する程度のつきあい」や「あまり堅苦しくなく話し合えるようなつきあい」を望んでいる市民は8割を超えています。
- 日常生活が不自由になった時にしてほしい手助けについて、「安否確認の声かけ」が5割半ばと最も高くなっています。
- 隣近所に困っている世帯がある場合にできる手助けについて、「安否確認の声かけ」が6割を超えています。
- 地域に手助けしてほしいこととして、「安否確認の声かけ」が求められており、気になった人がいたときには、声をかけたり、支援先を案内したりすることができるよう、意識をもった担い手を増やしていく必要があります。

【 市民・地域の取組 】

- 日ごろからあいさつや声かけを行い、近所づきあいを行いましょう。
- 自治会に参加しましょう。
- 自治会等では、地域で集まれる機会を積極的に設けましょう。
- 地域活動に積極的に参加しましょう。
- ヤングケアラーに関する理解を深め、ヤングケアラーが孤立しない地域をつくっていきましょう。



【 市の取組 】

① 中学校区福祉圏域コミュニティへの参加促進

取組項目	取組内容	担当課
塩竈アフタースクール事業（こどもほっとスペースづくり支援）	子どもが放課後等の時間に、“ほっと”安心して過ごすことができる居場所（スペース）づくりを目的とした事業を行う団体に、『塩竈市こどもほっとスペースづくり支援事業助成金』を交付し、子どもの居場所づくりを支援します。	子ども未来課
地域子育て支援拠点事業	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言、その他の援助を行う事業です。	

② 地域自治活動圏域での見守り体制強化のための支援

取組項目	取組内容	担当課
はいかい高齢者SOSネットワーク事業の実施	徘徊等により行方不明となった高齢者等を一刻も早く発見、保護するためのシステムで、認知症の高齢者の方をあらかじめ登録した台帳を基に地域の関係機関・団体が連携し早期発見につなげます。	高齢福祉課
ファミリーサポートセンター運営事業	子育てに関する市民相互の援助活動を組織化し、地域における子育て支援を行うため、利用会員と協力会員で組織するファミリーサポートセンターを設置し、地域における子育て支援を行うものです。	子ども未来課
子育てボランティア養成・支援事業（産前・産後サポート事業）	子育てにやさしいまちを目指し、地域での子育ての理解者、応援者となる子育てサポーターを養成、組織化、有償ボランティアとしての活動実践や組織運営するための支援を行います。	

取組項目	取組内容	担当課
塩竈市子ども家庭総合支援拠点事業	すべての子どもとその家庭及び妊産婦を対象に、専門的な相談や地域資源を活用した情報提供、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務を行い、子どもの健全な育成を支援します。	子ども未来課

③ 要配慮者への見守り体制強化

取組項目	取組内容	担当課
民生委員児童委員による要配慮者等への見守り支援活動	地域の民生委員児童委員による要配慮者等（高齢者・障がい者等の特に配慮を要する方々）への必要な見守り支援活動を実施します。	生活福祉課 （塩竈市社会福祉協議会）
認知症高齢者等見守りQRコードシール活用事業	認知症高齢者等が、徘徊し保護されたとき、衣類や持ち物に貼り付けた専用のQRコードシールを利用して早期に身元を判明させる取組を実施します。	高齢福祉課
配食サービス事業	調理困難なひとり暮らしの高齢者等へ栄養バランスの取れた弁当を週2回まで配達し、日常生活の安定と健康の維持を支援、同時に安否確認を行います。	
高齢者あんしん見守り支援事業	ひとり暮らし高齢者や身体障がい者の日常の安否確認や緊急事態を通報する見守り機器の設置にかかる費用を助成します。 見守り機器の設置によって、ひとり暮らし高齢者等の日常生活の不安の軽減を図ることを目的としています。	

(2) さまざまな福祉課題に応じた福祉サービスの充実

取組の方向

福祉サービスを必要とする人が、必要なサービスを必要な時に適切に利用できるよう、多様な福祉サービスの提供体制の充実を図ります。

- ① 日常生活圏域の福祉サービス情報の周知
- ② 福祉に関する相談事業等の充実
- ③ 市民のニーズに応えた多様な福祉サービス体制の構築

現状と課題

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ○は「現状」 ■は「課題」

- 今後、地域福祉のまちづくりのために優先的に取り組むべき施策について、「高齢者や障がいのある人が、安心して在宅生活を続けられるサービス提供体制の整備」が5割、「福祉サービスに関する情報提供や案内の充実」が3割弱、「ニーズに対応した福祉サービスメニューの多様化」が2割弱となっています。
- 自身や家族に福祉サービスが必要になったとき、すぐに利用するかについて、「利用する」が6割超えと最も高く、次いで「抵抗はあるが利用する」が2割近くとなっています。
- 今後、だれもが安心して地域で暮らせるよう、福祉サービスの周知をはかるとともに、支援を必要とする人が必要なサービスを受けることができるよう、きめ細かなサービスの提供・充実が必要です。

【 市民・地域の取組 】

- 地域の人同士で、福祉制度やサービスに関する情報を教え合いましょう。
- 広報紙や回覧板、ホームページなどで情報を確認しましょう。
- 地域のニーズを把握し、地域に必要なサービスの情報を共有しましょう。
- 地域活動を通じて、地域の福祉サービスを共有しましょう。
- 「ひきこもり」の方などが社会参加できる取組を考えましょう。



【市の取組】

① 日常生活圏域の福祉サービス情報の周知

取組項目	取組内容	担当課
遺された人への支援	自死に限らず大切な家族を失った方から、死にたい気持ちや生きている理由など、例年、少数ではあるが、電話相談や市役所での諸手続きを行う窓口から紹介を受け相談につながることもあるため、窓口には遺族の相談先のパンフレットを設置するなど、当事者の会や県実施事業等の周知に努め、個別支援を行います。	健康づくり課

② 福祉に関する相談事業等の充実

取組項目	取組内容	担当課
障がい児相談事業の実施	塩竈市障害児通園事業施設「ひまわり園」において、発達に遅れのある児童や障がい児等の保護者に対し、作業療法士や臨床発達心理士による発達相談・アドバイスや情報提供等の支援をします。	生活福祉課
子どもの発達相談の実施	塩竈市が委託する相談事業所等において、障がい児に対しての日常生活に必要な指導及び訓練を行い、障がい児の育成につなげる取組を実施します。	
充実した妊産婦・新生児等訪問指導の実施	母子の疾病の予防・異常の早期発見と育児に関する不安や悩みを聞き、子育てに関する必要な情報を提供することにより、育児中の母子の孤立化を防ぎ、健やかな成長・発達につながるよう支援します。 若年や未受診妊婦、育児ストレスや産後うつ等強い不安や孤立感を抱える産婦や虐待リスクが高く養育支援が特に必要であると判断した家庭等を訪問し、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行います。	子ども未来課
幼児健全発達支援相談事業（こざる会）の実施	1歳6か月児健診の事後指導として、集団での遊びの体験や個別及び集団指導を行い、幼児の健全発達を促し育児支援を行います。 表出・やり取り・理解面など、児童の発達を心配する保護者や、児童との関わり方が苦手な保護者へ、専門スタッフが親子と一緒に集団遊びをする中で相談・助言を行ない、育児支援を行なうことで、次のステップに進むためのきっかけの場となるよう取り組んでいきます。	
成人健康相談の実施	生活習慣病に関する相談、気分が落ち込むなどメンタルヘルスに関する相談、さらには生活する上での心身の不安や悩みなどについて、毎月、保健師と管理栄養士が面接相談を行い、本人が健康で生活するためのアドバイスをします。	健康づくり課

取組項目	取組内容	担当課
精神保健相談事業の実施	精神障がいのある方だけでなく、発達障がいや人格障がい、精神の不安が強い方、病名の診断はないがひきこもりの方、またその家族からの相談に、訪問、来所面接、電話などにより実施し、こころの健康や精神疾患に関する正しい知識の普及啓発等により、診断はないが、精神に課題を抱える方やその家族等への支援を行います。	健康づくり課

③ 市民のニーズに応えた多様な福祉サービス体制の構築

取組項目	取組内容	担当課
認知症総合支援事業の実施	認知症の方やその家族に早期に関わり、早期診断と早期対応に向けた支援体制の充実を図ります。 認知症についての専門的知識を有する認知症地域支援推進員を配置し、医療・介護及び生活支援を行う関係者との連携によりネットワークを形成し、認知症ケアの向上を図ります。	高齢福祉課
発達障害者支援センターとの連携	発達障害支援センターとして、18歳以上を対象とした拠点「えくぼ（宮城県社会福祉協議会）」と18歳未満の子どもを対象とした「県直営センター」を設置されており、発達障がいに関する悩みや疑問を解消するための専門員等による相談・発達（療育）支援や研修を実施できるよう、連携を図ります。	生活福祉課
障がい者総合支援事業等の実施	障がいや難病のある方を対象としたヘルパーや日中活動等の障害福祉サービス利用費、障がいを除去・軽減するための手術等の医療費、補装具の購入・修理費用等の一部を給付します。 また、障がいのある方の日常生活や社会参加を促進するため、地域生活支援事業として、障がいのある方の散歩や買い物等での移動の支援、日中活動や社会的交流の場の提供、自動車運転免許の取得費の助成等を実施します。	
重度障がい者移送費等助成事業の実施	重度の障がい者がタクシーを利用した際の料金や、自家用自動車等を使用する際の燃料費の一部を助成することにより、障がい者の積極的な社会参加を促進する取組を実施します。	
子育て中の特に支援が必要な分野での対応の充実	養育支援訪問事業の実施及び障がいや疑われる児童や産後うつ病、育児不安、虐待ハイリスク者等への対応強化や、保健所や医療機関・関係機関との連携をします。 若年や未受診妊婦、育児ストレスや産後うつ等強い不安や孤立感を抱える産婦や虐待リスクが高く養育支援が特に必要であると判断した家庭等を訪問し、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行います。	子ども未来課

取組項目	取組内容	担当課
子どもの居場所づくりへの支援	子ども食堂や子どもの学習支援など、子どもの居場所づくりを実施している団体への運営経費の助成を実施します。	子ども未来課
「こころの相談」の実施支援	近年、自死やひきこもり等、心の問題を抱える人が増加しており、心の悩み、アルコール、ギャンブル依存症、思春期、ひきこもり、認知症等精神保健全般にわたる相談に係る周知や会場提供を行い、市民が気軽に不安や悩みを相談できるよう、保健所及び関係機関と連携し、相談体制の充実を図ります。	健康づくり課
「こころの体温計」の啓発活動	ストレスの多い現代社会にあって、心の健康を保つために正しい精神保健の啓発のために、気軽にストレス度や落ち込み度等のセルフチェックを市民に実施してもらうことで、自分の心の状態を知り、適切な相談機関へつながるための情報提供を行います。 ホームページ等にアクセスされた結果の分析を行い、本市のメンタルヘルスに係る健康課題を検討しながら、精神保健事業・自殺対策の推進強化を図っていきます。	
子どもに関する充実した相談事業の実施	子ども・家庭支援部局では、子ども家庭総合支援拠点に子ども家庭支援員兼家庭児童相談員を配置し、家庭や児童全般の相談に対応しており、学校との情報交換会や幼稚園・保育所との情報交換会を実施し、関係機関との情報交換やケース検討等を行います。 保育部局では、各施設の日々の送迎時や、保護者への通知・面談等を通じて、相談事の受け止め・関係相談窓口の情報提供等を実施しており、幼稚園・保育所・小学校連絡会議への出席等により関係機関との連携を図ります。 学校教育部局では、青少年相談センター等での相談活動の市民への周知や非行未然防止のための広報啓発活動を実施するとともに、小中学校との情報共有を実施します。広報啓発活動を充実させ相談連絡先の周知を幼稚園、保育園にも行います。	子ども未来課 保育課 学校教育課

(3) 人権擁護と権利擁護の推進

(成年後見制度利用促進基本計画を含む)

取組の方向

認知症や障がいの有無にかかわらず、市民の方が住み慣れた地域で、尊厳のある本人らしい生活を継続していけるよう、地域共生社会の実現に向けて成年後見制度をはじめとする権利擁護を推進します。支援を必要とする市民の方を社会全体で支え合いながら、ともに歩むことができるよう各種機関との連携及び支援体制の構築に取り組めます。

- ① 成年後見制度の円滑な利用のためのネットワーク構築と体制整備
- ② 隣近所における虐待等の異変などの早期発見への支援
- ③ 成年後見制度の適切な利用促進

現状と課題

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ○は「現状」 ■は「課題」

- 市民アンケート調査によると、虐待などを、実際の地域生活で見聞きしたことがあるかについて、「高齢者への虐待」、「子ども（18歳未満）への虐待」、「配偶者、恋人などへの暴力」が1割程度といずれも高い割合となっています。
- 市民アンケート調査によると、「成年後見制度」について、「制度は知っているが、利用する必要がない」が4割程度と最も高く、次いで「言葉は聞いたことがあるが、制度のことは知らない」が4割弱、「言葉も聞いたことはないし、制度もまったく知らない」が2割程度となっています。
- 民生委員児童委員・各種団体アンケート調査によると、成年後見制度について、「名前を聞いたことがあり、内容も知っている」が8割と最も高く、次いで「名前は聞いたことはあるが、内容は知らない」が2割となっています。
- 成年後見制度や日常生活自立支援事業の推進のもと、各種制度について周知・啓発するとともに、福祉サービス利用者の権利擁護をより一層充実することや虐待防止対策に取り組んでいくことが必要です。
- 本制度活用支援に関する地域包括支援センターに寄せられる相談件数は増加していますが、これは支援が必要な高齢者等の全ての声ではないと考えます。
- 全ての本制度活用支援を望む高齢者等を着実に支援に結び付けられるように日常生活圏域における「地域連携ネットワーク」を構築し、必要な周知啓発やアウトリーチ活動を実施して、声なき声を吸い上げることが必要となっています。

【 市民・地域の取組 】

- 弱い立場にある人に対する虐待等、人権に係わる問題を正しく理解し、行動できるよう努めましょう。
- 成年後見制度や権利擁護に関する理解を深めましょう。
- 虐待等の異変に気づいたら市役所等に相談しましょう。
- 認知症高齢者など、判断能力の低下に伴う支援が必要な人を早期発見し、成年後見制度や権利擁護の利用を促進しましょう。
- 見守り活動などを通じて、権利擁護の必要な人を把握して相談へつなげられるよう努めましょう。

【 市の取組 】

① 成年後見制度の円滑な利用のためのネットワーク構築と体制整備

取組項目	取組内容	担当課
成年後見制度を円滑に利用できる体制整備 ※1	制度の利用につながる申立て支援や適切な成年後見人等候補者の推薦、制度（申立て手続きの）利用の負担軽減など、本人（や家族）にとって使いやすく、望ましい制度の運用に取り組みます。 また、権利擁護を支援する人材育成や後見人等（専門職・法人後見・市民後見人）をはじめとする、権利擁護支援の担い手の確保に向けて取り組みます。	生活福祉課 高齢福祉課 （塩竈市社会福祉協議会）

※1 「成年後見制度利用促進基本計画」として、今後、塩竈市で推進すべき事項

② 隣近所における虐待等の異変などの早期発見への支援

取組項目	取組内容	担当課
高齢者虐待の防止等の支援	高齢者虐待の防止や虐待を受けた高齢者の保護及び養護者の支援のため、関係機関と連携し、広報・普及啓発、ネットワーク構築、行政機関連携、相談支援を行っていきます。	高齢福祉課
虐待防止等への取組の実施	障がい者虐待や、家庭内暴力等の防止の取組として、市民、市内小中学校や幼稚園・保育所などに対し、啓発グッズやリーフレットを配布するなど、虐待等防止の啓発推進に取り組んでいます。また、関係機関と連携し、虐待防止等の相談業務を実施しています。	生活福祉課 子ども未来課

取組項目	取組内容	担当課
家庭内虐待等防止の早期発見・早期対応の体制づくり	家庭児童相談事業の強化、要保護児童対策地域協議会の充実、主任児童委員・民生委員児童委員との連携強化、専門機関との連携強化、里親制度の普及促進、虐待ハイリスク者などへの対応強化、子育て世代包括支援センターの設置、子ども家庭総合支援拠点の設置、乳児家庭全戸訪問事業・養育支援訪問事業での対応を強化します。	子ども未来課

③ 成年後見制度の適切な利用促進

取組項目	取組内容	担当課
成年後見制度の周知と理解促進 ※1	成年後見制度による支援を必要とする方が、安心して制度を利用できるよう、広報紙や講座、講演会、相談会、多様な広報媒体を通して、市民への周知と正しい理解の促進を図るとともに、市民生活における制度の認知度向上に努めていきます。 加えて、事業所等関係機関にも成年後見制度についての周知を図り、適切な利用につながるよう取り組んでいきます。	生活福祉課 高齢福祉課 (塩竈市社会福祉協議会)
地域連携ネットワークの構築と相談機能の強化 ※1	権利擁護支援を必要としている人を、早期に発見し、適切な支援につなげるため、多様な機関が連携する体制づくりを進めます。 権利擁護支援の地域連携ネットワーク及び支援を推進する体制の整備に取り組みます。	
成年後見制度利用支援事業の実施	身寄りのない方や経済的な理由等で成年後見制度を利用できない人のために、市が申し立てに関する費用や後見人等の報酬等の費用を助成し、成年後見制度を利用しやすいように支援するとともに、地域包括支援センター等と連携して周知に努めます。	
権利擁護相談支援の実施	虐待・権利擁護の相談支援を積極的に実施し、「成年後見制度」に関する広報の掲載や、リーフレットの設置・配布等普及啓発を実施します。 また、障がい者相談支援事業所や地域包括支援センターでは、社会福祉士を中心に、障がい者や高齢者等の権利擁護支援として、成年後見制度の情報の提供、成年後見に取り組む団体等の紹介などを行い、みやぎ地域福祉サポートセンター「まもりーぶ」に繋ぐなど、制度の利用促進を図ります。	

※1 「成年後見制度利用促進基本計画」として、今後、塩竈市で推進すべき事項

(4) 多様な福祉課題に対応した支援体制の構築 (再犯防止推進計画を含む)

取組の方向

年齢や障がいの有無等、多様な福祉課題に対して適切な支援が提供される体制の整備を図ります。また、社会復帰を必要とする者を含めた高齢者や障がい者等をはじめ、保健医療・福祉等の支援を必要とする者等に対する支援の在り方について、誰もが自分の意志を尊重され、尊厳をもって安心した生活を送ることができるよう支援していきます。

- ① 誰でも尊重される地域づくりの推進
- ② 日常生活圏域での社会復帰が必要な方への支援
- ③ 複合した福祉課題への適切な対応

現状と課題 ○は「現状」■は「課題」

- 市民アンケート調査によると、犯罪や非行を繰り返す人の中には、刑務所などを出ても住居を借りられなかったり、職に就けなかったり、あるいは自分一人では生活するのが難しく、生活に困っている人がいることについて、「聞いたことがある」が4割程度と最も高く、次いで「知っている」が3割程度、「知らなかった」が2割弱となっています。
- 刑務所や少年院を出た人が円滑に社会復帰できるよう支援することについて、「地域の安全・安心のためには、ある程度支援することは必要だ」が3割程度と最も高く、次いで「行政や関係機関が責任をもって積極的に支援すべきだ」、「市民の理解と協力を得ながら、社会全体として積極的に支援すべきだ」となっています。
- 社会的孤立が課題となっていますが、あなたは地域住民の一員としてこの課題に対して、どのようなことができるかについて、「積極的に地域の人で挨拶や声をかけあうようにする」が4割弱と最も高く、次いで「相談できる機関があることを知らせる」が3割半ば、「誰もが気軽に集まれる場所を作る」が3割弱となっています。
- 市窓口・相談支援機関へのアンケート調査によると、最近の相談内容や支援対象者の傾向について、「対象者だけではなく、世帯全体への支援の必要なケースが増えている」が7割半ばと最も高く、次いで「分野をまたがる複合的な福祉課題を抱える個人や世帯が増えている」が7割弱、「既存の制度では対応できない個人や世帯が増えてきている」が5割半ばとなっています。

- 普段の業務の中で、通常関わる業務範囲以外の福祉課題を抱えた個人や世帯に気づき、発見したことが「ある」が8割半ばとなっています。
- 個人や世帯が抱える福祉課題が通常関わる業務範囲以外の内容である場合、どのように対応しているかについて、「福祉課題に合致する市の担当部署や相談支援機関に連絡し、同行訪問するなど協働するようにしている」が5割半ばと最も高く、次いで「福祉課題に合致する市の担当部署や相談支援機関に連絡し、それぞれで対応している」、「福祉課題を抱えた個人等に市の担当部署や相談支援機関を伝え、担当部署等へ直接相談してもらっている」が5割弱となっています。
- 民生委員児童委員・各種団体へのアンケート調査によると、地域住民から受ける相談内容の最近の傾向について、「地域のつながりが薄れ、孤立した世帯が増えている」が6割と最も高く、次いで「(ひとつの世帯で) 分野をまたがる複合的な困難を抱えるケースが増えている」が4割、「対象者だけではなく、世帯全体への支援の必要なケースが増えている」が3割弱となっています。
- 適切に相談につながらずに孤立化してしまうケースや、相談先がわからずに状態が深刻化してしまうケース等もあり、複合化した地域生活課題に対し、適切な支援が受けられるよう、コーディネート機能の強化が必要です。また、発見した地域生活課題や地域で受けた相談を適切な支援につなぐ総合的な相談支援体制の構築が必要です。

【 市民・地域の取組 】

- 困ったことがある場合、一人で抱えず気軽に相談をしましょう。
- 周囲の困っている人や家庭へ気配りをするようにしましょう。
- 福祉の相談窓口を把握しましょう。
- 必要に応じて福祉サービスを適切に受けましょう。
- 福祉制度に関する情報に関心を持ちましょう。
- 地域の福祉ニーズを的確に把握し、地域で情報を共有しましょう。
- 地域の相談員や福祉団体が連携し、問題を抱える人の早期発見や気軽に相談できる環境づくりに努めましょう。
- 公的なサービスでは対応しづらい領域について、地域や福祉団体が連携して支援しましょう。
- 専門的な相談につなげるネットワークづくりに努めましょう。

【市の取組】

① 誰でも尊重される地域づくりの推進

取組項目	取組内容	担当課
障がいのある方への相談・支援等の実施	みやぎ地域福祉サポートセンター（まもりーぶ）と連携し、在宅の知的障がいのある人や精神障がいのある人が、地域で自立した生活ができるように、福祉サービスを適切に利用するのに必要な相談や情報提供・助言・金銭管理サービス等を行います。	生活福祉課
障がいを理由とする差別を解消するための普及活動・研修会等の実施	広報誌等を活用した周知をはじめ、出前講座の開催や障害者週間にあわせポスターの掲示やポケットテッシュを配布するなどノーマライゼーションの普及啓発に努めます。また、障がいのある人への不当な差別の禁止や合理的配慮の提供に関する市役所の新規採用職員への研修会等を実施します。	
こころのサポーター講座（ゲートキーパー養成講座）	こころの健康の大切さを理解し、自らのこころの健康を守るとともに地域で気軽に相談できるよう、見守りや声がけ、啓蒙普及活動をするとともに、必要時相談機関を紹介できる「ゲートキーパー講座」を実施します。 民生委員児童委員のように、地域で身近に話せ、相談機関へつないでいただく存在としてのサポーターを増やし、地域で身近に相談できる体制づくりをより推進します。	健康づくり課
塩竈市いじめ問題対策協議会等運営事業の実施	いじめ問題対策連絡協議会等の開催や、各校のいじめ防止基本方針の点検と見直し、個別支援等を通じて、いじめの早期発見、即時対応、継続的な再発防止を図ります。	学校教育課
教育支援センター「コラソン」運営事業の実施	不登校や不登校傾向にある、児童・生徒とその家族が、日常とは異なる環境の中で、自分の良さを見つめ直し、困難に立ち向かうたくましい体や、友達を思いやるやさしい心など「生きる力」を身に付ける機会と場を提供します。 教育支援センターでの活動内容を充実し、それぞれのニーズに合わせた学習支援、個人を尊重した居場所づくりや、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーの活用による相談体制の強化を実施します。	

② 日常生活圏域での社会復帰が必要な方への支援

取組項目	取組内容	担当課
再犯の防止等の推進 ※2	犯罪をした者等が、多様化が進む社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員となることができるよう、あらゆる者と共に歩む「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、関係行政機関が相互に緊密な連携をしつつ、地方公共団体・民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力をも確保し、再犯の防止等に関する施策を総合的に推進します。 〔方向性〕 ○ 自立支援のための取組 ○ 保健医療・福祉サービスの利用の促進 ○ 民間協力者の活動促進と広報・啓発活動の促進	生活福祉課
「社会を明るくする運動」の実施	塩竈市内の更生保護団体が中心となり、関連団体と共に「社会を明るくする運動」を実施することで、非行の防止・犯罪抑制に繋がる取組を実施します。また、再犯防止の取組に関するの市民への普及啓発及び機運の醸成を図るとともに、担い手不足が課題の保護司の活動についても積極的な啓発を図っていきます。さらに、小中学生を対象として作文コンテストを実施し、本運動を広く周知します。 保護司会・更生保護女性会を中心として「推進委員会」を結成し、市内関係団体と連携して活動出発式をするなど、運動の知名度向上に貢献すると共に、市内小中学校の協力により「社会を明るくする運動作文コンクール」を実施することで、若年層への運動の周知と理解を進める活動を積極的に実施します。	

※2 「再犯防止推進計画」として、今後、塩竈市で推進すべき事項

③ 複合した福祉課題への適切な対応

取組項目	取組内容	担当課
塩竈市自殺対策推進本部の設置	市役所内で市長をトップとした各所属長で構成する推進本部を設置し、全庁を挙げた横断的な自殺対策の充実を図ります。 自殺対策庁内連絡会議を定期的開催するなど、本市の自殺を含めたメンタルヘルスの状況について報告を行い、市民が自殺に追い込まれることのないよう市役所内での日々の業務や事業実施の中で早期に異変に気づき、対応を行える対策などの検討を行っていきます。	健康づくり課
特別な配慮が必要な子どもへの支援の充実	子ども・家庭支援部局では、放課後等デイサービスも利用している児童の放課後児童クラブ利用料の減免を実施しています。また、発達特性（疑）のあるお子さんとその保護者に対し、各種専門相談及び訪問・電話・面談等を実施し、関係機関と連携した支援体制を整備します。 保育部局では、配慮が必要な児童への保育士の加配対応や公認心理師・作業療法士による巡回指導、職員研修による専門性の向上、保護者面談等で安心して保育が可能な体制を構築します。 学校教育部局では、特別支援教育スーパーバイザーによる定期巡回訪問、就学に係る情報交換会・就学相談会を開催します。	子ども未来課 保育課 学校教育課

3 安心・安全に暮らせる仕組みづくり

関連するSDGs



(1) 医療と福祉が連携する包括的かつ重層的な支援体制の整備

取組の方向

市民が住み慣れた地域で暮らし続けていくことを支えるために、医療と介護の連携体制の整備や医療機関同士での連携の強化等、地域における医療と福祉の連携による支援体制の整備を図ります。

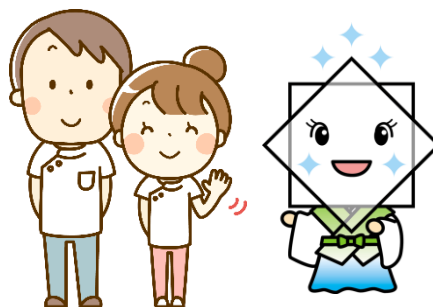
- ① 行政での庁内全体での総合的窓口・相談体制の構築
- ② 適切な医療・福祉サービス提供のための連携実施
- ③ 中学校区福祉圏域での課題解決のための多職種協働ネットワーク体制の充実

現状と課題 ○は「現状」■は「課題」

- 地域で安心・安全に暮らせるためには、福祉や医療、介護等の様々な生活課題に対して関係機関等が連携した包括的かつ重層的な支援体制の整備が必要です。

【 市民・地域の取組 】

- 福祉サービスの適切な利用に努めましょう。
- 適切な医療・福祉サービスが提供されるように、必要な相談を実施しましょう。



【市の取組】

① 行政での庁内全体での総合的窓口・相談体制の構築

取組項目	取組内容	担当課
包括的支援体制の整備	複数の窓口に跨っている業務等を、全庁的に整理することで、相談受付体制を一体化するなど、医療・福祉の分野にとられず、困りごと全てを受け止め、相談者を必要な窓口へと誘導できるような、塩釜市において最適な総合的な包括的支援体制の整備を検討していきます。特に、近年の「ひきこもり」に伴う「8050 問題」などについて、その実情に応じて総合的に対応できる、最適な支援体制について検討していきます。 その上で、制度の狭間で見えづらい複合的課題を抱える市民が孤立しないよう、情報共有および支援方針の決定等を目的とした連携会議の体制整備をしていきます。	生活福祉課 子ども未来課 保育課 高齢福祉課 健康づくり課 市立病院

② 適切な医療・福祉サービス提供のための連携実施

取組項目	取組内容	担当課
在宅医療の充実及び在宅医療・介護連携の推進	医療と介護の両方を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう切れ目のない在宅医療と介護の提供体制を構築するため、住民や地域の医療・介護関係者との連携を推進します。 医療部局では、地域医療連携センターを中心に、患者に寄り添った入退院時の支援や、訪問診療、訪問看護等を実施し、在宅医療の支援を行っています。	高齢福祉課 市立病院
地域医療体制の充実	健康推進部局では、医師会等の協力のもと二次医療機関と連携し、塩釜地区休日急患診療センターにおいて、コロナ禍の中、発熱外来を実施し、コロナ感染患者の対応を行ってきました。 医療部局では、地域において良質な医療提供が継続できるように、宮城県地域医療構想を踏まえ医療機関、介護施設等との連携の強化や役割の明確化を図るとともに、週1日（月・木曜日 隔週）離島である浦戸諸島に医師を派遣し、外来診療を行っています。	健康づくり課 市立病院 浦戸振興課
地域の民間医療機関との連携の促進	予防接種や乳幼児健診等各種母子保健事業の機会をとらえ、医療機関の情報提供やかかりつけ医の推奨を行い、地域でのかかりつけ医の普及促進、地域医療機関の情報提供の促進を実施します。	健康づくり課 子ども未来課
総合的な地域医療体制の整備促進	塩釜地区地域医療対策委員会において、随時、県や関係機関と意見交換し、体制整備の推進を進めます。また、宮城県において地域医療構想における再編など総合的な地域医療体制の整備を進めます。	

③ 中学校区福祉圏域での課題解決のための多職種協働ネットワーク体制の充実

取組項目	取組内容	担当課
地域ケア会議 の実施	医療・介護等の専門職をはじめ、民生委員、自治会長、ボランティアなど地域の多様な関係者が協働し、個別事例の支援充実と課題解決を図るとともに、これらの課題分析や支援の積み重ねを通じて、地域に共通する課題や有効な支援策を明らかにし、課題の発生や重度化することの防止に取り組めます。（個別会議） 多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築を通し、地域課題の解決につながるような会議を実施します。（推進会議）	高齢福祉課

(2) 生活困窮者などへの支援体制の強化 (生活困窮者自立支援計画を含む)

取組の方向

「生活困窮者自立支援法」に基づく、生活困窮者の自立支援の方策において、生活困窮者の早期把握や見守り・相談支援を主体的に実施します。

また、災害や緊急時に、塩竈市地域防災計画に基づく支援体制にあたりとともに、県と連携し、災害により生活が困窮した被災者に対し支援を行います。

- ① 生活困窮者などへの支援
- ② 被災者への生活再建のための支援
- ③ 地域自治活動圏域での防災意識の醸成と自主防災対策の強化

現状と課題 ○は「現状」■は「課題」

- 「生活困窮者自立支援法（制度）」について、「名前は聞いたことはあるが内容はわからない」が5割程度と最も高く、次いで「名前も内容も知っている」、「名前も内容も知らない」が2割程度となっています。
- 就労や心身の状況、地域社会との関係性などの事情で、経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することが困難になった方に対し、必要と思われる支援内容について、「就労その他の自立に関する相談支援を行う事業」が5割半ばと最も高く、次いで「経済的理由により学習の機会が少ない子どもに対し、学習支援の場を提供するなどの事業」が5割弱、「就労に向けての訓練など段階に応じたあっせん、サポートをする事業」が4割半ばとなっています。
- 東日本大震災後、心や身体に不調はあるかについて、「特にない」が4割半ばと最も高い一方、「些細な音やゆれに反応する」が3割半ば、「よく眠れない」が1割程度となっています。
- 震災後の地域での福祉に関する助け合いの活動について、“考えていない”が5割程度、「最優先と考えている」が4割半ばとなっています。
- 生活困窮者（災害で被災した生活困窮者を含む）など、困難を抱える市民に配慮した災害支援体制や重層的支援体制の充実が求められています。
- 災害や社会情勢により、経済的に困窮して債務を抱える生活困窮者に対する自立支援体制の強化が求められています。



【 市民・地域の取組 】

- 地域での生活困窮者が把握された場合には、早期に関係機関に相談しましょう。
- 生活困窮者の人権を尊重する地域づくりを推進し、支援への理解を深めましょう。
- 日ごろから、家庭の中で、災害に対する備えや対策を話し合いましょう。
- 家族で話し合い避難行動や非常持ち出し品の準備をするとともに、防災訓練に積極的に参加しましょう。

【 市の取組 】

① 生活困窮者などへの支援

取組項目	取組内容	担当課
地域福祉計画と生活困窮者自立支援方策との連携推進※3	地域福祉計画策定後は、本計画における生活困窮者自立支援の方策と連携することにより、一体的な施策の推進を実施するとともに、必要な情報の共有により、生活困窮者の支援を充実させます。	生活福祉課
生活困窮者の把握の実施※3	教育委員会や税務部局など他の部局との情報連携により、包括的支援体制を構築するとともに、これら生活困窮者の把握の実施に努めます。	
子どもの学習支援事業	生活困窮世帯の子どもに対する学習支援を実施し、生活困窮状態の世代間継続防止のため、進路相談、学校中退防止のための支援を含む学習支援と、面談と居場所の提供により日常生活習慣の形成と社会性の育成のための支援を実施します。	
生活困窮者自立相談支援	経済的な困窮者に対して、生活保護に陥る前の段階で、地域社会での生活が実施できるよう、課題や問題が深刻化する前に自立支援を実施します。	
住居確保給付金の支給	離職や廃業等による経済的な困窮者に、家賃相当分の給付金の支給を実施することで、住居及び就労機会の確保に向けて支援を実施します。	
生活困窮者の自立支援のためのネットワーク構築※3	生活困窮者が効果的に自立支援を実施できるために、ハローワークなど生活困窮者に係る支援等を実施している部局の全てが主体的に連携することにより、一体的な生活困窮者の支援ネットワークを構築します。	生活福祉課 (塩竈市社会福祉協議会)
生活困窮者支援を通じた地域づくりの推進※3	生活困窮者が必要な社会資源の活用ができる地域での社会参加の場の提供などを検討するとともに、地域での住民の理解を促進し、それぞれの実情に応じた地域づくりの推進を支援します。	

取組項目	取組内容	担当課
緊急小口資金等の特例貸付を受けた生活困窮者への継続相談支援の実施	新型コロナウイルス感染症の影響などにより、社会福祉協議会により実施してきた緊急小口資金等の特例貸付を受けた生活困窮者が、経済的に自立できるように、継続的に相談支援を実施しています。	生活福祉課 (塩竈市社会福祉協議会)

※3 「生活困窮者自立支援計画」として、今後、塩竈市で推進すべき事項

② 被災者への生活再建のための支援

取組項目	取組内容	担当課
地域防災計画に基づく生活再建支援の実施	地域防災計画に基づく被災者への各種支援を実施します。また、災害から復興する市民に対する支援として、災害援護資金による貸付等も実施します。また、これらの法律に基づかない災害等の被災者に対する支援を充実させる取組について検討します。	生活福祉課
被災者生活再建支援制度の活用	自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金に国の資金を上乗せして、被災者生活再建支援金を支給する制度を積極的に活用します。	
火災被災者への支援	火災被害で居住が困難となった世帯に次の支援を実施します。 ①最大3泊のホテル等への宿泊費支援 ②り災証明で「半焼」以上の世帯への見舞金支給 ③市営住宅の1ヶ月間の一時使用 (最大3ヶ月の延長が可能)	生活福祉課 まちづくり・建築課

③ 地域自治活動圏域での防災意識の醸成と自主防災対策の強化

取組項目	取組内容	担当課
被災者見守り・相談支援事業	災害公営住宅等に入居している被災者（特に要介護者・高齢者・障がい者（児）等）の安心した生活を支援するため、ふれあいサポートセンターの管理運営を委託し、災害公営住宅等の集会所を活用したサロン活動や見守り等の生活支援等を実施します。 今後の被災者支援のあり方を検討し、最適な被災者支援の方法を確立することで、可能な限り被災者への必要な支援を実施していきます。	生活福祉課 (塩竈市社会福祉協議会)

(3) 地域の防災対策の推進と災害時の避難支援体制と生活支援体制の充実

取組の方向

自主防災組織の育成や日頃から地域での助けあい・支えあいの関係を築き、災害時には要援護者の安否確認や支援を行なえる体制づくりを進めます。また、防災ボランティア活動の環境整備を図るとともに、各地域における防災訓練への支援や個別避難計画の作成等を推進します。

- ① 日常生活圏域での日頃からの防災対策の実施
- ② 地域自治活動圏域での災害時の要配慮者等への協力・支援体制の充実
- ③ 災害時等のボランティア体制の構築推進

現状と課題 ○は「現状」■は「課題」

- 地域の人たちが協力して、取り組んでいくことが特に必要な問題について、「災害時の助け合い」が8割近くと最も高くなっています。
- 住んでいる身近な地域の防災活動に「参加したことがない」が5割弱と最も高く、次いで「参加したことがある」が4割弱となっている一方、「防災活動をしているか知らない」が1割程度となっています。
- 災害時にあなたが不安に感じることにについて、「家族の安否確認がとれるか不安」、「的確な情報を入手できるか不安」、「家にいたほうがいいのか、避難所に向かうのか判断に迷うことが不安」が4割程度となっています。
- 塩竈市は地震や台風などの災害時に備え、高齢者、障がいのある人など災害弱者に対する対策として、特にどのようなことに取り組むべきかについて、「災害時の生活支援体制の確立」が6割弱と最も高く、次いで「災害時の情報伝達方法の確立」、「高齢者や障がいのある人などに配慮した支援物資の確保」が5割半ばとなっています。
- 今後も、防災訓練等、地域での防災活動を周知するとともに、高齢者や障がいのある人、若者等、地域で暮らすより多くの地域住民の参加を促進し、安心して生活のできる地域づくりの一環として、災害発生時や避難所等での支援体制の充実が必要です。
- 非常時にお互いが声をかけあい避難することができるように、平常時から地域の中のつながりがつくれるよう促し、また防災訓練等、地域での防災活動を支援する必要があります。

【 市民・地域の取組 】

- 日ごろから隣近所でコミュニケーションを図り、緊急時に助け合える体制の基礎をつくりましょう。
- 日ごろから防災・減災に関する情報に関心をもち、災害備蓄品の準備や避難所の把握などを行い、災害時に主体的に行動できるよう、「命を守る」対策に取り組みましょう。
- 地域での見守り活動や自主防災組織の活動に協力しましょう。
- 避難行動要支援者登録制度について理解し、災害時には支援者になりましょう。

【 市の取組 】

① 日常生活圏域での日頃からの防災対策の実施

取組項目	取組内容	担当課
安全用品の配布	避難行動要支援者に対して防災ラジオを配布し、緊急時における行動を迅速に行えるよう支援します。	高齢福祉課
個別避難計画の策定	ひとり暮らし高齢者等自ら避難することが困難な避難行動要支援者が、災害時にどのような避難行動をとればよいかについて、個別の避難計画を関係者と連携し作成します。	
子どもへの交通安全、防火、防犯、防災教育の充実	保育園・幼稚園では、毎月の避難訓練の実施、外部講師による交通安全教室、保護者への防犯意識向上のための通知等、児童が被害に遭わないための取組を実施します。また、出前講座での、震災の記録による防災教育を行います。	保育課 危機管理課
職員への防災知識の普及	市役所職員は所掌事務に関係する分野での災害予防、応急対策の実施に際して相応の知識が要求されるため、職員に対し関係マニュアルを作成・配付し、研修会、防災訓練等を通じて防災に関する制度、自らが行うべき役割等について習熟する機会を積極的かつ継続的に与え、所掌事務を熟知させるとともに、各々必要な施策を講じられるよう職員の防災関係意識の向上に努めます。	危機管理課
防災関連行事の実施	市及び防災関係機関において、市民の防災意識の向上を図るため、総合防災訓練及び研修会等を実施します。 今後とも、宮城県防災の日に合わせて総合防災訓練を実施すると共に、出前講座への対応などにより、市民の防災意識の醸成に努め、防災・減災啓発イベント等を開催していきます。	
ハザードマップ等の活用	市民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な動向や各種データをハザードマップ等の形で分かりやすく発信するために、ホームページでの公開や、窓口による配布を実施します。 今後も引き続き、市の防災ガイドブックのページにハザードマップ（土砂災害警戒区域、津波浸水区域）を掲載し、市民課窓口で転入してきた方への配布を行います。	危機管理課

取組項目	取組内容	担当課
防災対策への普及・啓発の実施	地震発生時に取るべき行動や、得た情報をどのように活用するかについての普及・啓発を図るために、「防災ガイドブック」の全戸配布を実施します。	危機管理課
自主防災組織の育成・指導	自主防災組織化に積極的に取り組む必要があることから、自主防災組織等の未組織地区や町内会に対し積極的に組織化を呼びかけます。	

② 地域自治活動圏域での災害時の要配慮者等への協力・支援体制の充実

取組項目	取組内容	担当課
避難行動要支援者台帳整備事業	高齢者、障がい者等が災害時における避難支援を迅速かつ円滑に受けられる体制を整備することにより、高齢者、障がい者等が安心して暮らすことのできる地域づくりを推進します。	高齢福祉課
個別避難計画の策定	ひとり暮らし高齢者等自ら避難することが困難な避難行動要支援者が、災害時にどのような避難行動をとればよいかについて、個別の避難計画を関係者と連携し作成します。	

③ 災害時等のボランティア体制の構築推進

取組項目	取組内容	担当課
防災ボランティア活動の環境整備	日本赤十字社や社会福祉協議会等、ボランティア関係団体との連携を図り、災害時において防災ボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図っており、平常時の登録、研修制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供の方策等について、整備を推進する取組を実施します。 災害ケースマネジメント等の取組を通して、防災ボランティアが連携して、災害時に活動がしやすくなるように、ボランティア関係団体と連携し、連絡を密にして情報共有を実施します。	危機管理課
災害ボランティアセンターの設置支援・運営補助	災害発生時に社会福祉協議会に設置される「災害ボランティアセンター」について、社会福祉協議会と協定を締結することで、速やかなセンターの設置とセンター運営への移行を実施し、運営経費の補助を行う取組を、平常時から連携して進めます。今後とも、災害発生時に早急な災害支援対応ができる体制を維持していきます。	生活福祉課 (塩竈市社会福祉協議会)

(4) 誰もが役割を持ち地域を共に創っていく地域共生社会に向けた福祉環境の整備

取組の方向

年齢や障がいの有無にかかわらず、すべての人が地域でいきいきと活躍できる地域づくりに向け、社会参加の機会の充実や相互理解の促進を図ります。

- ① すべての人が生き生きと活躍できる地域づくりの推進
- ② 多世代が交流でき、相互理解を深める機会の構築推進
- ③ 住民同士がお互いを支え合う「地域共生社会」の実現

現状と課題

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ○は「現状」 ■は「課題」

- 市民アンケート調査によると、地域社会の役割にどのようなことを期待するかについて、「緊急事態が起きたときの対応」が7割程度と最も高く、次いで「防災・防犯などの日頃の協力」が4割半ば、「子どもや高齢者のお世話などの助け合い」が2割弱となっています。
- 今後、地域の中で起こる問題に対して、どのような方法で解決するのがよいかについて、「行政と住民が協力して、解決方法を考えていきたい」が6割弱と最も高く、次いで「自分たちの生活に関わることから、できるだけ住民同士で協力して解決したい」が2割弱、「行政に解決してもらえるように要求していきたい」が1割程度となっています。
- 住民同士が共に支え合う地域づくりを進めるために、塩竈市はどのような支援を行う必要があるかについて、「多様性を認め合っていくための組織づくり（まちづくり）を進める」が3割程度と最も高く、次いで「地域の人々が知り合う機会を増やす」、「支え合う地域づくりに関する意識啓発をする」となっています。
- 市窓口・相談支援機関へのアンケート調査によると、複数の関係部署・機関をコーディネートする機関について、「必要である」が9割を超えています。また、コーディネートする機関に必要な機能について、「適切にコーディネートできる能力」が9割弱と最も高く、次いで「様々な制度や分野に関する知識」が6割半ば、「相談機関の間で、支援の経過を確実にやりとりするための連絡票などの仕組みづくり」が3割弱となっています。
- 総合相談支援を実施する体制として、ワンストップで受け付ける総合窓口を設置する方がよいかについて、「総合窓口が良いと思う」が7割を超えています。

- 今後も、だれもが安心して暮らすことができるよう、住民同士が支え合う地域づくりを支援していく必要があります。また、「制度の狭間」や「複合多問題」などのさまざまな福祉課題に対応していくための、包括的、重層的な支援体制を整備していく必要があります。

【 市民・地域の取組 】

- 地域福祉に関心を持ちましょう。
- 地域福祉に関する講演会等に積極的に参加しましょう。
- 地域活動に積極的に参加しましょう。
- 多世代が地域活動に気軽に参加しやすい雰囲気をつくりましょう。
- 交流の場や機会に参加しましょう。

【 市の取組 】

① すべての人が生き生きと活躍できる地域づくりの推進

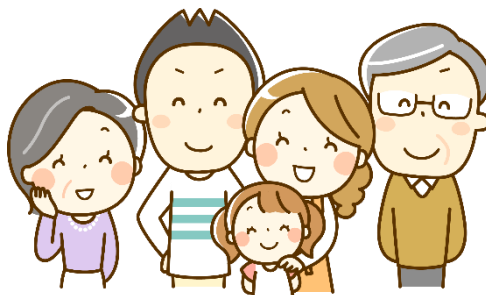
取組項目	取組内容	担当課
障がいによる理由とする差別の解消を図るための窓口の開設	公平・公正な社会を実現するため、生活福祉課に障がいによる理由とする差別の相談窓口を設置し、相談事案に対して庁内関係部局や関係機関等と連携し、相談支援体制の構築を図ります。	生活福祉課
男女共同参画や人権に関する学習の推進	学校における「道徳」の教科を中心とし、「男女共同参画」を基本に、思いやりの心や社会ルール遵守の育成を教育活動全般で実施します。 〔方向性〕 ○ 総合的な学習の時間に、体験的な活動を実施 ○ 職場を通じて多様性を尊重するキャリア教育 ○ 小学生向け啓発資料の作成と配布	市民課 学校教育課
「男女共同参画推進月間」における啓発事業の実施	男女共同参画推進月間パネルキャラバン等を実施するとともに、LGBTQ などの性的志向・性自認への理解促進を行います。	市民課
女性役員登用の促進	男女共同参画に対する意識の醸成及び町内会や市民団体等の方針立案や意思決定の場への女性参画の促進を促します。 〔方向性〕 ○ 各種審議会等の女性委員数調査 ○ 関係部課に女性登用への配慮を通知 ○ 地域活動を行う市民に向け、男女共同参画に関する講演を実施	

② 多世代が交流でき、相互理解を深める機会の構築推進

取組項目	取組内容	担当課
市民スポーツフェスティバルの実施	「共に目指そう！バリアフリー！」をスローガンに掲げ、年齢や障がいに関係なくスポーツを通じて交流を図る機会を設けることを目的として、市内福祉団体やスポーツ団体が実行委員会を組織し実施しているイベントであり、今後とも市民のバリアフリー意識の醸成のため、継続して実施していきます。	文化スポーツ課 生活福祉課

③ 住民同士がお互いを支え合う「地域共生社会」の実現

取組項目	取組内容	担当課
高齢者の就労支援	就労による高齢者の生きがいの確保と健康増進のため、塩釜市シルバー人材センターへの助成を行います。	高齢福祉課



第5章

計画の推進体制

本市では、福祉、健康、教育、労働、防災及び観光などの幅広い分野にわたりこの計画を推進し、本市の地域特性に応じた地域共生社会の実現を目指します。

1 庁内の推進体制

庁内福祉部門所属の係長級職員で構成する「検討会議」や事業実施に関連する庁内課長級職員で構成する「推進検討委員会」を立ち上げ、計画推進の中心となる担当部局の機能向上を図るとともに、関連部局との積極的な連携体制を整え、全庁的な施策推進を行います。

計画に位置づけられる取組については、担当部局による事業の進捗管理のもと、計画の進捗状況と施策の効果等を検証・評価するとともに、定期的な評価・見直しを行うことで、計画の全庁的な進捗管理を実現します。

また、広く情報提供をしていくため、福祉だけでなく、健康、教育、労働、防災及び観光などの幅広い分野と連携して、福祉情報の周知をしていきます。

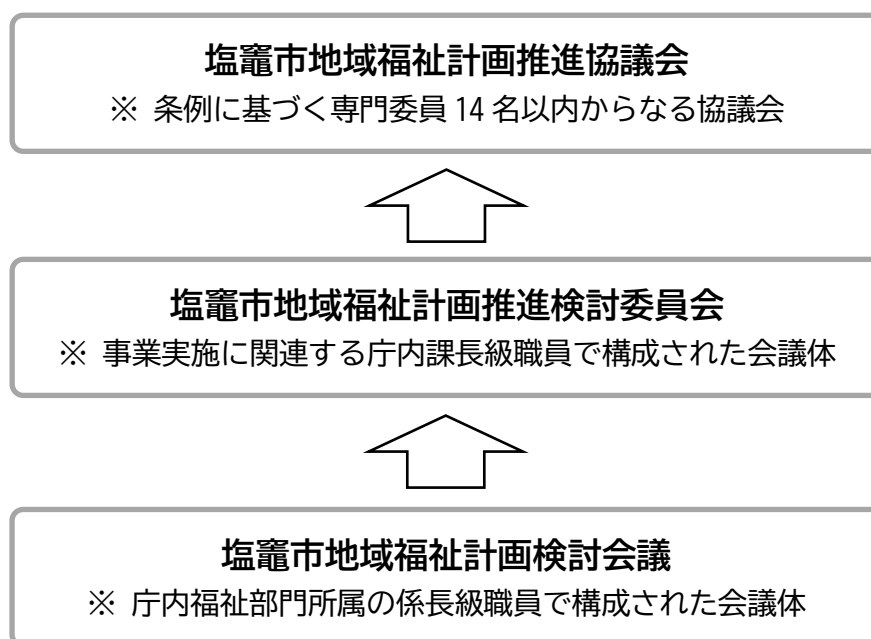
2 市民・関係団体等と連携した推進

住み慣れた地域で、共に支え合い、助け合いながら安心して暮らすことができる地域社会の実現を目指すため、地域住民、地域活動団体、ボランティア団体、福祉活動団体、社会福祉協議会、行政等がともに連携・協働しながら、計画を推進していきます。

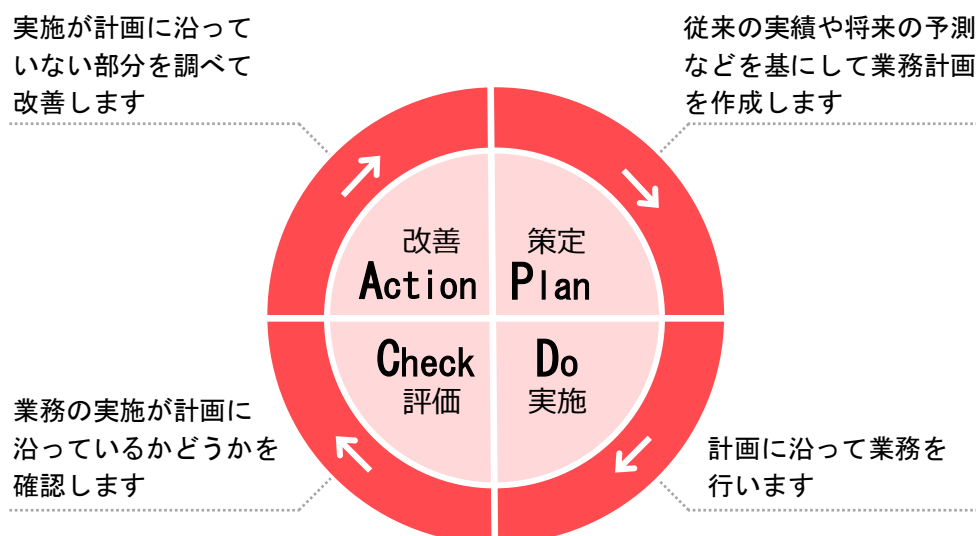
3 進捗管理

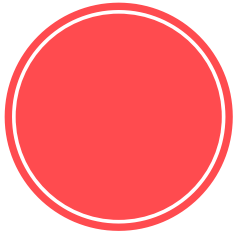
「検討会議」及び「推進検討委員会」において、事業報告及び実績値の把握を行います。その上で推進協議会では、計画に対する進捗状況の評価・意見をいただき、進捗管理をしていきます。

なお、進捗管理は「PDCAサイクル」による「継続的改善」の考え方を基本とし、「Plan（計画）」「Do（実施）」「Check（評価）」「Action（改善）」のサイクルを回していくことにより、事業の継続的な改善を図る（充実させる）ことを年度ごとに繰り返していきます。



PDCAサイクルのイメージ





資料編

1 社会福祉法（抜粋）

第1条（目的）

この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉（以下「地域福祉」という。）の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もって社会福祉の増進に資することを目的とする。

第4条（地域福祉の推進）

地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

3 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

第106条の3（包括的な支援体制の整備）

市町村は、次に掲げる事業の実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する事業

2 塩竈市地域福祉計画推進協議会条例

○塩竈市地域福祉計画推進協議会条例

(設置)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条第1項に基づく塩竈市地域福祉計画(次条において「福祉計画」という。)に関する重要事項を調査審議するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、塩竈市地域福祉計画推進協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を調査及び審議するものとする。

- (1) 福祉計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 福祉計画の進捗状況の点検及び評価に関すること。
- (3) その他市長が福祉計画推進のため必要と認める事項に関すること。

(組織等)

第3条 協議会は、委員14人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 福祉又は保健団体等の代表者
- (3) 地域団体代表者等
- (4) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が必要に応じて招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第6条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(秘密の保持)

第7条 委員及び前条の規定により会議に出席した者は、職務上又は会議を通じて知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、福祉子ども未来部生活福祉課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

3 塩竈市地域福祉計画策定本部会議設置要綱

○塩竈市地域福祉計画策定本部会議設置要綱

（設置）

第1条 塩竈市地域福祉計画を総合的かつ効率的に検討、推進するため、塩竈市地域福祉計画策定本部会議（以下「本部会議」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 本部会議は、次に掲げる事項について調査検討する。

- (1) 塩竈市地域福祉計画にかかる総合調整に関すること。
- (2) 塩竈市地域福祉計画にかかる進行管理に関すること。
- (3) 塩竈市地域福祉計画策定にかかる重要事項の決定に関すること。

（構成）

第3条 本部会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成し、それぞれ別表の職にある者をもって充てる。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の本部員の任期は、前任者の残任期間とする。

（本部長及び副本部長）

第4条 本部長は会務を総理し、本部会議を代表する。

2 副本部長は本部長を補佐し、本部長に事故があるとき又はかけた時は、その職務を代理する。

（会議）

第5条 本部会議の会議（以下「会議」という。）は必要に応じて本部長が招集し、その議長となる。

2 本部長は、会議を終えたときは、その結果を市長に報告するものとする。

（関係者の出席）

第6条 本部長は、必要があると認めたときは、会議に本部員以外の者の出席を求めることができる。

（事務局）

第7条 本部会議の事務局は、福祉子ども未来部生活福祉課に置く。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、本部会議の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この庁訓は、令和4年8月1日から施行する。

別表（第3条関係）

本部長	副市長
副本部長	福祉子ども未来部長
本部員	総務部長 市民生活部長 産業建設部長 市立病院事務部長 上下水道部長 教育部長 政策調整管理監 危機管理監

4 塩竈市地域福祉計画作業部会設置要綱

○塩竈市地域福祉計画作業部会設置要綱

（設置）

第1条 塩竈市地域福祉計画の策定・変更等にあたり、調査研究等及び検討を行うため、塩竈市地域福祉計画作業部会（以下「作業部会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 作業部会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 塩竈市地域福祉計画の方向性の決定。
- (2) 塩竈市地域福祉計画の策定及び変更に係る調査研究に関すること。
- (3) 塩竈市地域福祉計画の骨子案及び素案の立案に関すること。
- (4) その他、塩竈市地域福祉計画の推進に関すること。

（構成）

第3条 作業部会は、福祉子ども未来部の部長、課長及び関係する部の課長の職にある者をもって組織する。

（部会長及び副部会長）

第4条 部会長は会務を総理し、作業部会を代表する。

2 副部会長は部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又はかけた時は、その職務を代理する。

（会議）

第5条 作業部会の会議は必要に応じて部会長が招集し、その議長となる。

（関係者の出席）

第6条 部会長は、必要と認めた場合には、作業部会に部会員以外の者の出席を求めることができる。

（事務局）

第7条 作業部会の事務局は、福祉子ども未来部生活福祉課に置く。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が別に定める。

附 則（令和4年8月9日福祉子ども未来部長決裁）

この要綱は、令和4年9月1日から施行する。

附 則（令和4年9月27日一部改正）

この要綱は、令和4年9月27日より適用する。

別表（第3条関係）

部会長	福祉子ども未来部長
副部会長	生活福祉課長
部会員	子ども未来課長 保育課長 高齢福祉課長 健康づくり課長 政策課長 市民課長 まちづくり・建築課長 学校教育課長 市立病院事務部業務課長

5 塩竈市地域福祉計画推進協議会委員名簿

(敬称略)

No.	所属	氏名	備考
1	東北福祉大学総合マネジメント学部 産業マネジメント学科 准教授	森 明人	会長
2	社会福祉法人塩竈市社会福祉協議会 地域福祉課長	阿部 伊美子	
3	宮城県保健福祉部社会福祉課 主幹兼地域福祉推進班長	阿部 洋子	
4	塩竈市民生委員児童委員協議会 南部地区会長	板宮 愛子	副会長
5	塩竈市障がい者福祉協会 副会長	関 雄三	
6	社会福祉法人萩の里 理事長	阿部 仁美	
7	子育てサークルぺんたとん 相談役	今野 志菜	
8	社会福祉法人永遊舎 理事長	津田 勇健	
9	しおがま健康推進員の会 代表	船山 京子	
10	宮城県社会福祉協議会震災復興・ 地域福祉部生活支援課長 兼生活資金係長	大和田 学	
11	塩釜市老人クラブ連合会 理事	遠藤 伸治	
12	塩竈市保護司会 会長	菊地 進	
13	東北福祉大学総合マネジメント学部	沓沢 元裕	学生委員
14	東北福祉大学総合マネジメント学部	清野 鈴	学生委員

6 策定経過

実施年月日	策定経過
令和4年9月30日	令和4年度第1回塩竈市地域福祉計画作業部会
令和4年10月11日	令和4年度第1回塩竈市地域福祉計画策定本部会議
令和4年10月20日	令和4年度第1回塩竈市地域福祉計画推進協議会 ・塩竈市地域福祉計画の概要について ・市民アンケート調査について ・関係団体ヒアリングについて
令和4年11月1日～	アンケート調査実施 ・塩竈市地域福祉に関するアンケート調査 2,000件 ・市窓口・相談支援機関へのアンケート調査 23件 ・民生委員児童委員・各種団体の方へのアンケート調査 20件
令和5年3月3日	令和4年度第2回塩竈市地域福祉計画作業部会
令和5年3月7日	令和4年度第2回塩竈市地域福祉計画策定本部会議
令和5年3月24日	令和4年度第2回塩竈市地域福祉計画推進協議会 ・塩竈市地域福祉計画策定のためのアンケート調査結果報告書 ・塩竈市地域福祉計画の骨子（案）
令和5年10月27日	令和5年度第1回塩竈市地域福祉計画作業部会
令和5年11月8日	令和5年度第1回塩竈市地域福祉計画策定本部会議
令和5年11月22日	令和5年度第1回塩竈市地域福祉計画推進協議会 ・塩竈市地域福祉計画（案）
令和5年12月15日～	パブリックコメントの実施

実施年月日	策定経過
令和6年2月2日	令和5年度第2回塩竈市地域福祉計画作業部会
令和6年2月16日	令和5年度第2回塩竈市地域福祉計画策定本部会議
令和6年3月12日	令和5年度第2回塩竈市地域福祉計画推進協議会 ・パブリックコメントの実施結果報告

7 用語解説

【か行】

権利擁護

自己の権利や援助のニーズを表明することの困難な高齢者や障がい者等に代わって、援助者が代理としてその権利やニーズの表明を支援し、代弁することをいう。

【さ行】

在宅医療

在宅で行う医療のこと。在宅医療としては、医師による訪問診療、看護師等による訪問看護、理学療法士等による訪問リハビリテーション、歯科医師による訪問歯科診療等がある。

社会福祉法

社会福祉サービスの基礎をなす法律で、社会福祉の目的や理念、原理等を盛り込み、社会福祉事業の範囲や社会福祉の基礎構造に関する規定が定められている。

自主防災組織

自分たちが住む地域において、災害による被害を防止し軽減するために、自覚と連帯感に基づき、自主的、自発的に活動する防災組織。

身体障害者手帳

身体に障がいのある人が、各種サービスや支援を受けるのに必要な手帳。身体障害者とは、身体障害者障害程度等級表に該当する障がいにより都道府県から障がいの認定を受けて手帳を交付された人をいう。

生活困窮者

生活困窮者自立支援法第3条第1項に定める「現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」。

生活困窮者自立支援法

生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給その他の支援を行うための所要の措置を講ずる制度。

成年後見制度

知的障がい、精神障がい、認知症等により、判断能力が不十分な成年者を保護するための制度。具体的には、判断能力が不十分な人について契約の締結等を代わりに行う後見人等を選任し、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合、それを取り消すことができるようにする等、本人を不利益から守る制度。

【た行】

地域共生社会

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のこと。平成 28 年 6 月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」において地域共生社会の実現が盛り込まれており、今後の福祉改革を貫く「基本コンセプト」と位置づけられている。

地域生活課題

福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題。

地域包括支援センター

市町村が設置主体となり、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等を配置して、3 職種のチームアプローチにより、住民の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設のこと。主な業務は、介護予防支援及び包括的支援業務（①介護予防ケアマネジメント業務、②総合相談支援業務、③権利擁護業務、④包括的・継続的ケアマネジメント支援業務）で、制度横断的な連携ネットワークを構築して実施する。

【な行】

日常生活自立支援事業

認知症高齢者、精神障がい者、知的障がい者等、判断能力が不十分な人が地域で自立した生活を送れるよう、福祉サービスの利用に関する情報提供、助言、手続きの援助、利用料の支払い等、福祉サービスの適切な利用のための一連の援助を一体的に行う事業のこと。

認知症

いったん正常に発達した知能が、脳の病的な変化により低下し、日常生活上あるいは社会生活上支障をきたした状態をいう。代表的なものとして、アルツハイマー型認知症、脳血管性認知症、レビー小体型認知症、前頭側頭型認知症がある。症状としては、認知機能障がい（物忘れなど）、精神症状・行動障がい（幻覚、妄想、徘徊など）、神経症状（パーキンソン様症状など）などがみられる。

認知症サポーター

認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守る応援者のことであり、認知症サポーター養成講座を受講した人を認知症サポーターと呼んでいる。

【は行】

ハザードマップ

将来危険が予想される自然災害について、発生しやすい自然災害の種類、範囲や危険度などを一定の基準で評価して示した地図。

ひきこもり

「ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン」（厚生労働省、平成 22 年5月 19 日公表）で定義される「さまざまな要因の結果として社会的参加（義務教育を含む就学、非常勤職を含む就労、家庭外での交遊など）を回避し、原則的には6か月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態（他者と交わらない形での外出は除く）を指す現象概念」。

ボランティアセンター

地区又は職場や学校においてボランティアに関する事務を行い、ボランティアの活性化を図る組織。市区町村単位で社会福祉協議会と連携して設置されることが多く、ボランティア情報の収集と発信、ボランティアコーディネート業務、ボランティアに関する教育・研修の場、ボランティアの情報交換の場として機能している。

【ま行】

民生委員児童委員

民生委員は、厚生労働大臣から委嘱された特別職の地方公務員（非常勤）であり、ボランティアとして地域住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助等を行っている。また、民生委員は児童委員も兼ねることとされており、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等も行っている。

【や行】

ヤングケアラー

本来大人が担うとされる家事や家族の世話などを日常的に行っている子どものこと。

要配慮者

平成 25 年6月の災害対策基本法の改正により、「災害時要援護者」という言葉に代わり、新たに定義された言葉で、高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者のことをいう。

【数字／英字】

NPO

特定非営利活動促進法に定める分野の非営利活動を行う民間の団体が、特定非営利活動法人（NPO法人）という法人格を取得することで、継続的かつ健全な活動を展開することができる制度。

NPO法人

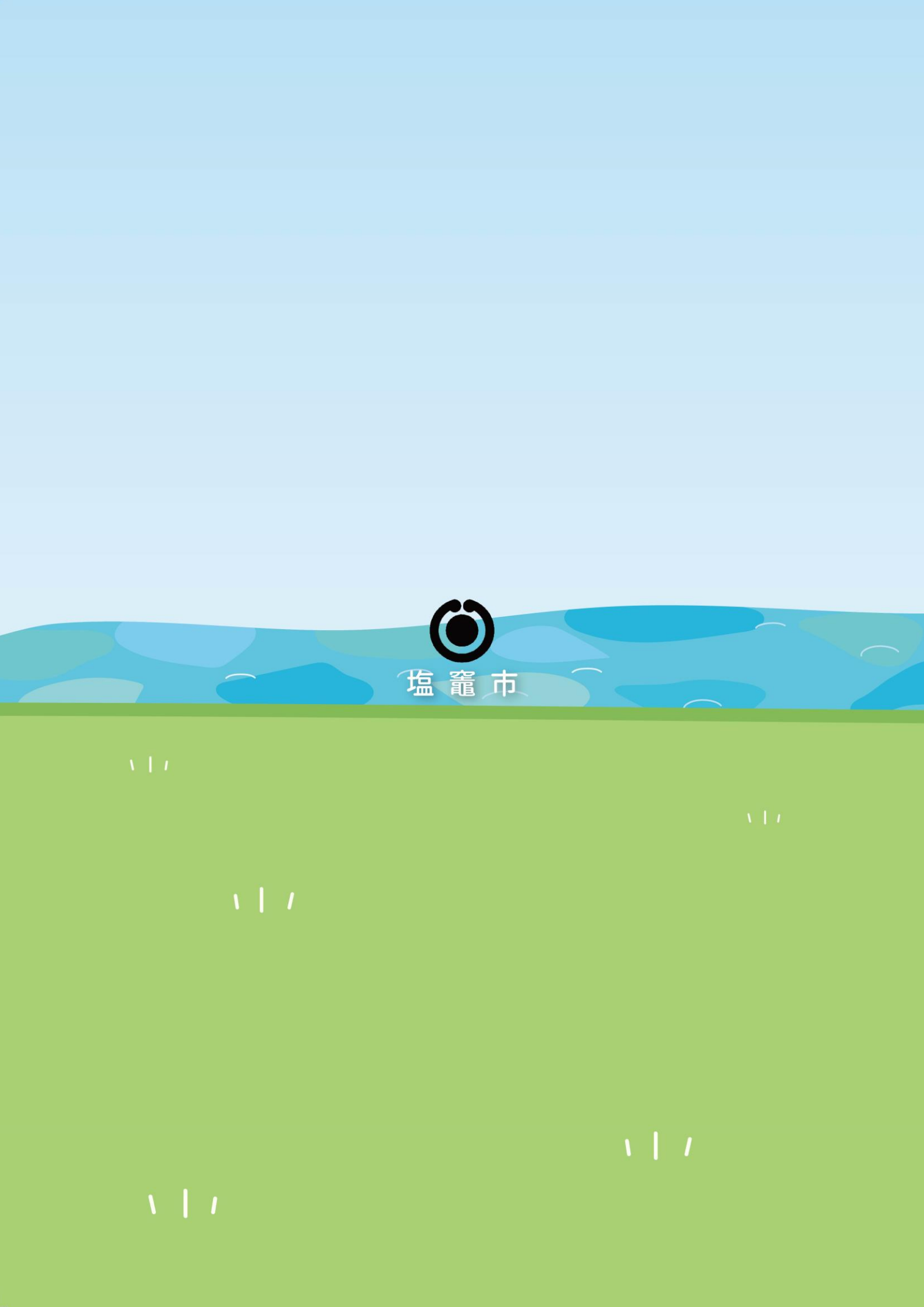
民間非営利団体のうち、法的な人格をもつ特定非営利活動法人のこと。

PDCAサイクル

計画（Plan）、実行（Do）、評価（Check）、改善（Action）のプロセスを順に実施し、最後の Action では Check の結果から、最初の Plan の内容を見直して、次回の Plan に結び付ける。このプロセスを繰り返すことによって、継続的な業務改善活動を推進するマネジメント手法。

塩竈市地域福祉計画

発 行 日	2024年（令和6年）3月
発 行	塩竈市 福祉子ども未来部 生活福祉課
住 所	〒985-0052 宮城県塩竈市本町1-1
連 絡 先	T E L : 022-364-1131
	F A X : 022-366-7167



塩 竈 市